

# 設置の趣旨等を記載した書類 目次

<u>1. 設置の趣旨及び必要性</u>	P. 3
(1) 本学設置の目的	P. 3
(2) 学校法人及び大学の沿革	P. 3
(3) 当グループの沿革	P. 4
(4) 本学が診療放射線学科を設置する必要性及び理由	P. 5
(5) 養成する人材像	P. 7
(6) 卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)	P. 8
(7) 教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)との関連	P. 8
(8) 組織として研究対象とする中心的な学問分野	P. 8
(9) 教育研究上の数量的・具体的な到達目標	P. 9
<u>2. 学部・学科等の特色</u>	P. 9
(1) 医療学部の特色	P. 9
(2) 診療放射線学科の特色	P. 10
(3) 大学・学部の特色との関連性等	P. 11
<u>3. 学部・学科等の名称及び学位の名称</u>	P. 12
<u>4. 教育課程の編成の考え方及び特色</u>	P. 12
(1) 教育課程の編成の考え方	P. 12
(2) 科目区分の設定等	P. 13
(3) 関連職種連携教育	P. 15
<u>5. 教育方法、履修指導方法及び卒業要件</u>	P. 17
(1) 授業の方法等	P. 17
(2) 履修指導方法、卒業要件等	P. 17
(3) 教育方法	P. 18
(4) 履修指導方法	P. 19
(5) 診療放射線学科の履修モデル	P. 19
(6) 履修時間の年間登録上限 (CAP制) について	P. 21
(7) 他大学における授業科目の履修等について	P. 22
(8) 学修成果の評価の在り方	P. 22
<u>6. 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる</u>	
<u>場合の具体的計画</u>	P. 23
<u>7. 実習の具体的計画</u>	P. 24
(1) 臨床実習について	P. 24
(2) 臨床実習の目的・目標	P. 24
(3) 実習先の確保の状況	P. 25
(4) 実習先との契約内容	P. 26
1) 契約書の内容	P. 26
2) 個人情報保護への対応	P. 26
3) 事故防止への対応等	P. 27
4) 緊急時(事故発生時等)の対応	P. 27
(5) 実習水準の確保の方策	P. 28
(6) 実習先との連携体制	P. 29
(7) 実習前の準備状況(感染予防策・保険等の加入状況)	P. 29
1) 実習前の準備状況(感染予防策・保険等の加入状況)	P. 29
2) 学生への留意事項	P. 29
3) SNS利用に関する注意事項	P. 31

(8) 事前・事後における指導計画	P. 31
(9) 教員及び助手の配置並びに巡回指導計画	P. 32
(10) 実習施設における指導者配置計画	P. 33
(11) 成績評価体制及び単位認定方法	P. 33
<u>8. 企業実習（インターンシップを含む。）や海外語学研修等の学外実習を 実施する場合の具体的計画</u>	P. 34
(1) 海外研修の具体的計画	P. 34
(2) 海外保健福祉事情Ⅰ 講義（必修、1単位）	P. 36
(3) 海外保健福祉事情Ⅱ 実習（必修、2単位）	P. 36
(4) 実習先の確保の状況	P. 37
(5) 実習先との連携体制	P. 37
(6) 成績評価体制および単位認定方法	P. 37
(7) 授業内容	P. 37
(8) 新型コロナウイルス蔓延下での対応	P. 38
<u>9. 取得可能な資格</u>	P. 39
<u>1 0. 入学者選抜の概要</u>	P. 39
(1) 本学の理念と教育目標について	P. 39
(2) 入学者に求める要件（アドミッション・ポリシー）	P. 39
(3) 医療学部のアドミッション・ポリシー	P. 40
(4) 診療放射線学科のアドミッション・ポリシー	P. 40
(5) 入学者選抜方法の概要	P. 40
<u>1 1. 教員組織の編制の考え方及び特色</u>	P. 44
(1) 教員配置の考え方	P. 44
(2) 研究対象学問分野、教育課程等から見た適正な教員配置	P. 44
(3) 教員の年齢構成と定年規程	P. 46
<u>1 2. 施設、設備等の整備計画</u>	P. 48
(1) 校地、運動場の整備計画	P. 48
(2) 校舎等施設の整備計画	P. 49
(3) 図書の本整備計画	P. 54
(4) その他設備・備品の整備計画	P. 55
<u>1 3. 管理運営</u>	P. 55
(1) 管理運営委員会	P. 55
(2) 教授会	P. 56
(3) 学部長・学科長会議	P. 56
(4) 学科会議	P. 56
(5) 各種委員会	P. 56
<u>1 4. 自己点検・評価</u>	P. 57
(1) 自己点検・評価への対応	P. 57
(2) 認証評価への対応	P. 60
<u>1 5. 情報の公表</u>	P. 61
<u>1 6. 教育内容等の改善を図るための組織的な取組</u>	P. 64
<u>1 7. 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制</u>	P. 65

# 設置の趣旨等を記載した書類

## 1. 設置の趣旨及び必要性

### (1) 本学設置の目的

福岡国際医療福祉大学（以下、「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に基づき、保健医療福祉に関する理論と応用の教授研究を行い、幅広く深い教養及び総合的判断力を培い、豊かな人間性を涵養し、保健医療福祉に関する指導者とその専門従事者を育成するとともに、学術文化の向上と国際社会と保健医療福祉に貢献する有能な人材を育成することを目的としている。

上記目的を達成するため本学は理学療法学科、作業療法学科、視能訓練学科、言語聴覚学科(2023年4月開設)の4学科で構成される医療学部及び看護学部看護学科の2学部5学科を置き、学則に定めている。

今般、地域特性、社会的背景、診療放射線技師養成の将来的展望、並びに本学が総合医療系大学として医療に貢献できる有為な人材を養成していくための一環として、本学医療学部に診療放射線学科を開設することを企図した。

### (2) 学校法人及び大学の沿革

学校法人高木学園(以下、「当学園」という。)は、現在、福岡国際医療福祉大学(福岡県福岡市)、専門学校柳川リハビリテーション学院(福岡県柳川市)、大川看護福祉専門学校(福岡県大川市)の医療系の1大学、2専門学校を有している。

端緒となる専門学校柳川リハビリテーション学院は1990年に開校。私学のリハビリテーション職の養成校としては福岡県内で初めて誕生した伝統校であり、以降、これまで西日本のリハビリテーション医療をリードする優秀な人材を養成し続けてきた。

大川看護福祉専門学校は、国際医療福祉大学・高邦会グループ(以下「当グループ」という。)発祥の地である福岡県大川市の高木病院を臨床実習施設として1990年に開校。以来、地域医療の一翼を担う医療福祉職を養成し、地域に根差した学校として親しまれている。

本学は、2001年福岡市初のリハビリテーション専門職の養成校として開校した福岡国際医療福祉学院を募集停止し、2019年に開学した。

2021年に、国際医療福祉大学福岡看護学部を本学看護学部として設置者変更し、医療学部理学療法学科、作業療法学科、視能訓練学科、言語聴覚学科(2023年4月開設)及び看護学部看護学科での体制を整えた。

これにより、福岡市の博多湾を望む緑豊かな景観と、様々な都市機能を備えた「シ

ーサイドももち」地区において、隣接する当グループの病院(福岡山王病院)及び隣接する福祉施設(総合ケアセンターももち)とともに『教育・医療・福祉』が一体となった教育環境を構築し、その理想的な環境のもとチーム医療に貢献できる人材を育ててきた。

また、当学園では、これまで86名の卒業生が、当グループの国際医療福祉大学大学院へ進学し、修士課程および博士課程を修了して、地域の医療および教育の現場で指導的な役割を果たしている。

【資料1：学校法人高木学園の沿革】

【資料2：高木学園出身 大学院入学者数】

### **(3) 当グループの沿革**

当学園は、国際医療福祉大学・高邦会グループに属しており、福岡県では、当学園以外に医療法人社団高邦会、社会福祉法人高邦福祉会の3法人、栃木県においては学校法人国際医療福祉大学、社会福祉法人邦友会2法人、東京都には医療法人財団順和会の6法人で構成されている。

1910年、福岡県大川市に高木眼科医院を開院したのを端緒とし、その後、福岡県において、高木病院をはじめとする複数の医療施設や福祉施設および専門学校を開設し、福岡県内の大川市、柳川市、福岡市において「教育」「医療」「福祉」が一体となった環境を整備してきた。

国際医療福祉大学は1995年に、医療福祉専門職の養成とその地位向上をめざした日本初の医療福祉の総合大学として栃木県に開学し、その後、東京都、福岡県、神奈川県、千葉県において、4つのキャンパスを開設した。更に2017年4月には、国際性豊かな医学部が千葉県の成田キャンパスに誕生した。

国際医療福祉大学の成田保健医療学部放射線・情報科学科では、日本診療放射線技師会会長の上田克彦教授を学科長として擁し、また国際医療福祉大学保健医療学部放射線・情報科学科では、日本医学物理士会理事の河野良介教授らが中心となり、国内外の最新情報やハイレベルな専門知識と最先端技術を修得し、社会に貢献できる診療放射線技師の育成に取り組んでいる。また国際医療福祉大学大学院の放射線治療学領域では、医学物理コース等の研究指導を行っている。これらの姉妹校と連携を密にとり、基礎から高度な専門技術まで幅広い知識と技術を学ぶ環境を整えていく。

当グループでは、「共に生きる社会」の実現を目指した「人間中心の大学」「社会に開かれた大学」「国際性を目指した大学」という大学の理念と、高邦会の理念である「生命の尊厳、生命の平等」を共通理念として、グループとしてのアイデンティティを共有している。

【資料 3：国際医療福祉大学・高邦会グループの沿革】

#### **(4) 本学が診療放射線学科を設置する必要性及び理由**

##### **1) 地域特性**

福岡市は人口 163 万人(政令指定都市中第 5 位)を超え、20 政令指定都市中増加率 1 位、増加人数 1 位にランク付けされており、アジアの玄関口、アジアに開かれた都市として発展を続けている。

また、2020 年現在で福岡都市圏の人口は 260 万人を超えているが、人口の集積が進む福岡都市圏にあって、福岡市及びその近郊には診療放射線技師を養成する私立大学は 1 校のみであり、また九州地区全体でみても私立大学の養成校は 2 校のみである。これらの大学の志願者倍率は 6 倍から 7 倍台を示しており、診療放射線技師を希望する若者が多いことが窺える。

そもそも山口県、九州各県、沖縄県においては、各県の大学進学希望者の多くが福岡県の大学に進学しているのが現状である。

【資料 4：福岡市の人口推移、政令指定都市中の順位、福岡都市圏の人口】

【資料 5：国際医療福祉大学 2キャンパスの 診療放射線学科の入学試験状況】

【資料 6：九州地区の放射線技師養成大学の現状について】

【資料 7：県外の大学へ進学した高校生数（九州・沖縄・山口地区）】

##### **2) 社会的背景**

総務省の統計データによれば、我が国の総人口(2021 年)は、前年対比 51 万人減少しているが、65 歳以上の高齢者は 3,640 万人で前年対比 22 万人増加し、総人口に占める割合は 29.1%となり、世界でも最も高い高齢化率となっている。また、厚生労働省所属の機関である国立社会保障・人口問題研究所では、2035 年には総人口に占める高齢者の割合が 32.8%となり、3 人に 1 人が高齢者になるという推計も出されている。

福岡市においては、人口が密集する福岡市及びその近郊の高齢化率が 20%前半であるのに対し、その他の地区では 35%前後の高齢化率を示している。超高齢化社会の到来による人々の生活環境と疾病構造の変化、医療の急速な進歩、複雑化、多様化する人々のニーズへの対応など医療を取り巻く環境は著しく変化している。

このような中、現在、我が国においては、2025 年を目途に高齢者の尊厳の保持と自立生活支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を進めており、さらに今後は高齢化の進展

に伴った医療需要の増大に耐え得る仕組みが必要となる。

加えて、高齢化の進展と社会環境の変化や医療機器の高度化により、診療放射線技師の専門性がますます高くなっている。また、高齢化率の上昇とがん患者の増大について指摘されており（※1）、がんの治療方法として低侵襲の放射線治療が有効である（※2）といわれている。今後は、高齢化に伴うがん患者の増加に対応していくためにも診療放射線技師がますます必要となってくることが考えられる。

がん治療が低侵襲・低負担に向かう流れの中で放射線治療の重要性と需要も飛躍的に増加しつつあると考えられる。資料に示す通り診療放射線技師数の伸びよりも患者数の伸びが上回り、放射線治療実施 1 施設あたりの患者数は倍近くに伸びている。

現代の医療において、診療に際し放射線機器を使用した検査、診断、治療が不可欠となっており、画像検査なくしては成り立たず、診断に適した画像を提供する診療放射線技師は重要な役割を担う。良質な画像とともに、将来的には画像診断における読影の補助、放射線検査等に関する説明・相談に対するEBMに基づいた患者への説明なども求められる。また、3大がん治療のひとつである放射線治療においても診療放射線技師の役割は重要であり、ICTの発達に伴った高度放射線治療に対応でき全人的な医療が実施できる医療従事者としての活躍が期待されている。

一方で、2020年には医療被曝に対する線量の管理・記録の義務化され、画像提供に留まらず医療安全の視点から医療被ばくの低減への対応が求められるようになった。また、2024年度から始まる医師の働き方改革にあわせ、タスク・シフト/シェアを推進し医師の負担を軽減しつつ、診療放射線技師の専門性をより生かせるよう診療放射線技師の業務範囲が拡大してきている。

※1 公益財団法人長寿科学振興財団の web サイト「[高齢者がんの統計 | 健康長寿ネット \(tyojyu.or.jp\)](https://www.tyojyu.or.jp/)」

※2 日本赤十字社和歌山医療センターの以下の記事「[がん治療の最新動向 ①「低侵襲化」 | 日赤和歌山情報局 Hot \(ほっと\) | 日本赤十字社 和歌山医療センター \(jrc.or.jp\)](https://www.jrc.or.jp/)」

【資料 8：今後の全国高齢者人口の推移】

【資料 9：福岡県における高齢者の現状】

【資料 10：福岡県における高齢者人口の推移(推計)】

【資料 11：診療放射線技師の業務範囲の拡大について】

## **(5) 養成する人材像**

「生命の尊厳・生命の平等」の基本的倫理のもと、診療放射線学科では、高い知識と優れた技能、そして科学的・創造的探究心を持ち、かつ豊かな人間性を備え、常に進化・発展する医療へ真摯に取り組むことができ、医療チームの一員として貢献できる人材を養成する。

また、急速に進化・発展を続けているコンピュータサイエンス、特に人工知能を柔軟にかつ、有効に活用できる医療技術者を育成する。さらには、診療放射線技術の専門職として高い倫理性を備え、国際的な視野を有し日本国内に留まらず国外でも活躍し得る人材の養成を目指す。

本学診療放射線学科においては、医療学部を目指す方向性を踏まえて、以下の人材の育成を目指す。

- 1) 医療現場で多職種とのチーム医療を理解し、活躍できる診療放射線技師
- 2) 診療放射線技術の分野、特に画像診断、核医学、放射線治療において十分な知識と技術力を有し、さらには系統的に専門的知識及び技術を実践できる能力を身につけている診療放射線技師
- 3) 人工知能をはじめとする IT 技術と医療との融合等、日々進化を遂げる医療システムに柔軟に対応し活用できる診療放射線技師

### **【資料 12：履修モデル】**

これらの人材養成の目標を通じて、本学科においては、診療放射線学や放射線技術の理論の理解や放射線技術の実践技術の修得にとどまらず、対象者を思いやる心の育成、対象者、関連職種とのコミュニケーション能力を育成し社会に輩出する。

(卒業後の活躍の分野)

○医療機関

病院・診療所(総合病院、病院、クリニック、健診機関など)

○教育機関(養成校)

大学・専門学校など

○医療福祉関連企業

放射線機器メーカー

○その他

行政機関・研究機関・医療福祉関連企業

## **(6) 卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)**

- ①「生命の尊厳・生命の平等」という基本的倫理を理解し、豊かな教養と高い専門能力を用いて、時代のニーズや地域で起こっている課題を理解することができる。
- ②診療放射線技師として必要な専門知識と技術をもって多職種と連携してチーム医療を推進することができ、かつ、科学的な根拠に基づく放射線技術を応用できる。
- ③基礎的および専門的な知識や技術に基づいた診療放射線技師業務を実践できるとともに常に向上心や研究心を持ち、生涯にわたり継続して自己研鑽することができる。
- ④国際化に対応した幅広い知識・技術を学修し、国際的視点を持つことができる。

## **(7) 教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)との相関**

診療放射線学科では、高い倫理観と豊かな教養を持ち、放射線技術学の基盤となる医学と医用画像関連技術や放射線治療技術などの放射線技術学および放射線管理等の基礎知識を身につけるとともに、高度先進技術に対応できる能力を備えた診療放射線技師の養成を目標とする。そのために設けられたカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーを基に、カリキュラムの編成を行う。

### **〈診療放射線学科のカリキュラム・ポリシー〉**

- ①「生命の尊厳・生命の平等」という基本的倫理と豊かな教養を学修するための授業科目を開設する。
- ②診療放射線技師として、保健・医療・福祉分野におけるチーム医療、チームケアが実践でき、診療に不可欠な知識・技術をもって貢献できる人材を育成する授業科目を開設する。
- ③医学、理工学さらに放射線科学の基礎的及び専門的な知識と技術を学修し、自ら思考して判断できる能力と問題解決能力を身につけるための授業科目を開設する。
- ④国際的な視点に立ち、周辺諸国の歴史、文化、海外保健事情を理解するとともに海外での活動を体験することができる授業科目を開設する。

## **(8) 組織として研究対象とする中心的な学問分野**

医療学部の各学科は学位の分野からみると、理学療法学科、作業療法学科、視能訓練学科、言語聴覚学科は「保健衛生学関係（リハビリテーション関係）」に属し、診療放射線学科は「保健衛生学関係（看護学関係及びリハビリテーション関係を除く。）」に属する。

診療放射線学科の研究対象とする中心的な学問分野は放射線技術学であり、それを細分化した診療画像技術学、医用画像情報学、核医学検査技術学、放射線治療技術学のそれぞれの課題について研究を展開する。

なお専門科目を構成するための基礎を支える専門基礎系の学問は、統計学、公衆衛生学、基礎数学、基礎物理学、解剖学、生理学、病理学等である。

### **(9) 教育研究上の数量的・具体的な到達目標**

診療放射線技師学校養成所指定規則および診療放射線技師養成所指導ガイドラインに則った教育を中心に、本学の特色を生かし医療人として診療放射線技師として必要な資質を養うための総合教養科目、専門基礎科目、専門科目を適正に配置する。

また、基礎から臨床応用までの講義、演習、実験、実習を有機的に構成したカリキュラムによる教育に加え、チーム医療に貢献できる人間性、社会性、国際性豊かな診療放射線技師を養成するために、本学の看護学部および医療学部との共通カリキュラムによる医療人としての教育、さらに関連医療福祉施設における臨床実習を実施し、いわゆるチーム医療において活躍できる人材育成を目指す。加えて、国際的な視野をもつ学生の養成のために、海外研修（海外保健福祉事情Ⅰ（講義）・Ⅱ（実習））を実施する。

卒業生全員が診療放射線技師国家試験に合格した上で、科学的思考と人間性及び高度な倫理性を備えた医療人として国内に留まらず、国際的視野を備えた人材を養成することを目標とする。

## **2. 学部・学科等の特色**

### **(1) 医療学部の特色**

本医療学部は、4学科で構成される保健・医療・福祉の専門従事者を養成する学部という特色を活かし、多職種によるチーム医療について深く学ぶことが可能である。

また当グループをはじめとした多くの病院等と連携をとり、実践的な教育を受けることができ、姉妹校である国際医療福祉大学がこれまで積み上げてきた教育の様々な実績を活用し、海外の提携する医療福祉機関での海外研修を通して国際的な視野を育てることができるという特色がある。

それらを踏まえ、中央教育審議会が答申「我が国の高等教育の将来像」の中では「高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化」が提言されており、大学の機能分化として以下の7つの類型を提示している。

- ① 世界的研究・教育拠点
- ② 高度専門職業人養成
- ③ 幅広い職業人養成
- ④ 総合的教養教育
- ⑤ 特定の専門的分野(芸術、体育等)の教育・研究
- ⑥ 地域の生涯学習機会の拠点
- ⑦ 社会貢献機能(地域貢献、産学官連携、国際交流、ボランティア等)

上記7つの類型のうち、医療学部の各学科では②高度専門職業人養成と⑦社会貢献機能(地域貢献、産学官連携、国際交流、ボランティア等)を重点的に担い特色としていく。

## **(2) 診療放射線学科の特色**

本学診療放射線学科は、専門性、総合性、柔軟性、社会性、国際性を備え、対象者に寄り添う心を持ち、対象者および関連職種と十分なコミュニケーションがとれる診療放射線技師を養成することを目的とし、以下の6つの教育特色に基づいた教育実践を行う。

[6つの教育特色]

- ① 1年次より段階的に、豊かなコミュニケーションが実践できる能力の修得
- ② 海外研修(海外保健福祉事情Ⅰ(講義)・Ⅱ(実習))や語学教育を通じて、医療のグローバル化に対応可能な国際的なコミュニケーション能力や問題解決能力を身につける機会の充実
- ③ 関連職種連携教育を実施し、段階的にチーム医療・チームケアの重要性を学び、他職種と協働できる能力の修得
- ④ 高度な知識の獲得を目指して Information and Communication Technology (ICT) の活用や図書館の有効利用の推進、さらに、問題解決能力を育てるためのアクティブラーニングの実践
- ⑤ きめ細かな指導を徹底するために、担任制、アドバイザー制や、少人数での学内実習の実践といった学修環境の整備
- ⑥ 進歩し続ける診療放射線分野および近接分野の知識・技術を身につけ、現時点で最善の放射線技術を提供できるような系統的かつ段階的な講義、演習、臨床実習の展開

放射線医学全般にわたる幅広く質の高い知識と技術、および態度を備え、高い倫理観・探究心・向上心を持った診療放射線技師として、病院などの医療現場で活躍できる人材を養成するという目的に沿い、診療放射線技師学校養成所指定規則および診療放射線技師養成所指導ガイドラインに準拠して、教育を展開する。

本学科の特徴は、医療技術における学際領域を専門的学問や高度な医療技術を支える知識に加え、幅広い教養をもった専門技術者を育成できるよう、医用画像関連技術学領域、核医学検査技術学領域、放射線治療技術学領域を構成する教員が相互に密接に連携し、1年次より4年次までのカリキュラムを担当する。

医学・医療・福祉に関する横断的な人材育成には他分野多領域との協力が欠かせないことから、専任教員のみならず他学科の教員による基礎学力を重視した教育を展開することにより、求められている医療人としての診療放射線技師に必要な基礎

から臨床までの高度な知識と技能を効率よく修得させることができる。

さらに、卒業後、より高度な専門家を目指すための足掛かりとなるよう、4年次にはMRI検査学特論、画像情報学特論、核医学特論、放射線腫瘍学特論の選択科目を置く。

### **(3) 大学・学部の特徴との関連性等**

本学が掲げる特色は以下のとおりで、診療放射線学科の特色は大学の特色を意識した内容となっている。

#### **1) 充実した ICT 環境とアクティブラーニングの導入**

デジタル教材や IT 機器を使用し、専門的な知識の確実な理解を促す。さらにアクティブラーニングの実践により、高度な知識はもちろん、医療の現場に必要な問題解決能力や社会的能力を育てる。

#### **2) 担任制、アドバイザー制の導入による少人数を生かした学修および学生生活支援**

学年単位の担任制に加え、1年生から4年生までの全学生で構成される少人数のアドバイザー制を導入する。学年の枠を超えた先輩と後輩の交流を重視し、きめ細かな学修および学生生活支援を行う。

#### **3) 卒業研究に取り組み、研究手法の基本を学修**

教員のサポートのもと、関心の高いテーマについて自由に研究に取り組む。それぞれの学生は研究の方法について理解を深めながら、国内外へ向けて情報の発信ができることを目標に、専門性を高める機会とする。

#### **4) 「チーム医療・チームケア」を在学中から実践**

「チーム医療・チームケア」の考え方や必要なスキルを身につけ、国内のみならず海外でも貢献できることを見据えた本学独自のプログラムである「関連職種連携教育」を1年次から段階的に実施する。

#### **5) 研修プログラムを通じた国際的な視野の養成**

国際貢献できる医療専門職の養成のため、総合教育科目の「海外保健福祉事情Ⅱ(実習)」では、約2週間の海外研修を実施する。異文化や海外の医療福祉の実情に触れるとともに、現地の学生との交流を通じて国際的な視野を身に付ける。

#### **6) 充実した語学教育で国際的なコミュニケーション能力を向上**

他の医療系の大学に比べて充実した語学教育の環境を整備する。少人数によるクラス編成のもと、英語、中国語、韓国語など数カ国の外国語の授業を行い、国際的なコミュニケーション能力を高める。

#### **7) 豊富なグループ関連施設で充実した臨床実習**

臨床実習では、大学に隣接する福岡山王病院をはじめ、グループ法人が運営する福岡県福岡市の福岡中央病院、福岡県大川市の高木病院、柳川市の柳川リハビリテーション病院、栃木県の国際医療福祉大学病院、東京都の国際医療福祉大学三田病

院、山王病院、千葉県の国際医療福祉大学成田病院、国際医療福祉大学市川病院、静岡県の国際医療福祉大学熱海病院など数多くのグループ関連医療福祉施設と緊密に連携しながら、先進の教育・研究と充実した臨床実習を行う。最新の医療機器が整備されており、先進の技術を修得することが可能となっている。

### 3. 学部・学科等の名称及び学位の名称

本学では、「生命の尊厳、生命の平等」を建学の精神とし、病める人も、障害を持つ人も、健常な人も、互いを認め合って暮らせる「共に生きる社会」の実現を目指すという基本理念のもと、高度な医療専門職を養成することを使命とした。

この基本理念を踏まえるとともに、福岡国際医療福祉学院として、2001年の開学より18年間に渡って親しまれてきた歴史と名称を継承し、また福岡県および福岡市の地域に根ざした大学としての機能を鑑み、「福岡国際医療福祉大学」とした。

学部の名称は、保健、医療、福祉の分野に係る人材の養成、および学術研究を行うことから、「医療学部」とした。

学科の名称は、他の学科と同様に国家資格の名称を使うこととし、「診療放射線学科」とする。

以上により、大学、学部、学科の名称および学位の名称は以下のとおりとする。

大学の名称	福岡国際医療福祉大学	Fukuoka International University of Health and Welfare
学部の名称	医療学部	Faculty of Medical Science
学科の名称	診療放射線学科	Department of Radiological Sciences
学位の名称	学士（診療放射線学）	Bachelor of Radiological Sciences

### 4. 教育課程の編成の考え方及び特色

#### (1) 教育課程の編成の考え方

前述の「養成する人材像」「学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)」で記載した通り、「養成する人材像」及び「学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)」を実現するために以下のカリキュラム・ポリシーによりカリキュラムを編成する。

- ① 「生命の尊厳・生命の平等」という基本的倫理と豊かな教養を学修するための授業科目を開設する。
- ② 診療放射線技師として、保健・医療・福祉分野におけるチーム医療、チームケアが実践でき、診療に不可欠な知識・技術をもって貢献できる人材を育成する授業科目を開設する。
- ③ 医学、理工学さらに放射線科学の基礎的及び専門的な知識と技術を学修し、自ら思考して判断できる能力と問題解決能力を身につけるための授業科目を開設する。
- ④ 国際的な視点に立ち、周辺諸国の歴史、文化、海外保健事情を理解するとともに海外での活動を体験することができる授業科目を開設する。

## 【資料13：カリキュラムマップ】

### (2) 科目区分の設定等

本学科では基本的に既存学科の教育方針を踏襲し、診療放射線技師学校養成所指定規則および診療放射線技師養成所指導ガイドラインに準拠してカリキュラム編成を行う。

本学科は学科設置の趣旨および目的を実現するために、既存学部・学科に倣い、「総合教育科目」「専門基礎科目」「専門科目」それぞれが密接に連携することで体系的に学修できるよう、教育課程を編成する。

カリキュラムは、基礎から専門科目を1年次から段階的に学べるようになっており、講義と実験（演習）が対になって開講されている科目が多く、知識だけでなく実践的な技術も修得しやすいよう工夫している。

授業科目の区分は、大きく総合教育科目と専門教育科目に分かれる。

「総合教育科目」は、幅広い視野と豊かな人間性を育むとともに、専門教育を受ける上での基本的な知識を修得する科目である。「総合教育科目」には、人間系、社会系、自然・情報系、保健体育系、総合系、外国語系に区分される。

「総合教育科目」の特色は、4年間にわたり学べる機会を設けていること、原則として学部共通の科目であること、外国語系科目の英語は実用性を重視した内容であることである。

「専門教育科目」は、「専門基礎科目」と「専門科目」に分かれる。「専門基礎科目」は、高度な専門知識・技術を学ぶための前提となる知識・技術を修得するための科目である。「専門科目」は、高度な専門的知識・技術を修得するための科目である。それぞれが密接に連携することで体系的に学修できるよう、教育課程を編成する。

診療放射線学科においては、専門性が高く、人間的に豊かな診療放射線技師を育成する目的で、下記のような体系的な学修ができるように科目設定している。

診療放射線技師の活躍する主たる場として病院や健診機関、企業等を想定しており、診療放射線技師に必要な知識・技能等に加え、関連職種連携やコミュニケーション力涵養のための教育を、知識・技能・態度のバランスを保ちながら講義と演習および実習を通して行う。

#### 1) 総合教育科目

総合教育科目は、指導的立場に立つ医療福祉専門職従事者の育成という目的に鑑み、専門的知識のみならず社会人としての幅広い教養が身につけられるよう科目を

配置した。近年の医療現場における高度情報化、国際化への対応を考慮し、「データサイエンス」「医療と ICT」を選択で配置し、「海外保健福祉事情Ⅰ（講義）」「海外保健福祉事情Ⅱ（実習）」「医学英語Ⅰ（基礎）」「医学英語Ⅱ（応用）」を必修とした。また、高度先進医療技術の急速な進歩に伴い、医療者として重視される「生命倫理」を必修とし、生命の尊厳・生命の平等という理念の基で、医療の価値観や倫理観を養うこととしている。

留学生に対しては日本語Ⅰ（話す）・Ⅱ（説明する）・Ⅲ（語彙・文法）・Ⅳ（総合）を開講することとしている。

## 2) 専門基礎科目

専門基礎科目は、放射線技術学の高度な専門知識を学ぶための前提となる知識及び技術を学ぶ科目群で構成している。「統計学」「公衆衛生学」「解剖学Ⅰ（運動器系・循環器系・内臓系）」「解剖学Ⅱ（内臓系・神経系・感覚器系）」「生理学」「病理学」「病態生理学」「臨床医学概論」「放射線救急医学」等の基礎医学系科目、「基礎数学」「自然科学概論」「基礎物理学」「基礎化学」「基礎生物学」「基礎生化学」「自然科学実験」等の放射線技術学の専門科目を学ぶための前提となる科目で構成し、これらの科目をすべて必修としている。なお、チーム医療を学ぶ科目として「関連職種連携論」「関連職種連携ワーク」を開講・必修としている。

## 3) 専門科目

専門科目は、診療放射線学の高度な専門的知識・技術を修得するための科目であり、下記のとおり編成する。

- 1 年次：診療放射線学全体のアウトラインをつかむ。「診療放射線概論」「診療画像検査学概論」「コンピュータ演習Ⅰ（データ処理）」で診療放射線の学問領域、歴史、現状を概観し、診療放射線技師の職務と放射線技術の基礎を理解する。「放射線物理学Ⅰ（基礎）」で放射線の物理現象に関する理論や放射線と物質の相互作用を学び、「医用工学」「診療画像機器学Ⅰ（X線機器）」で人体のしくみと放射線画像機器の基礎について理解する。
- 2 年次：「放射化学」「放射線生物学」で人体への影響を学び、放射線および放射性物質の計測技術分野の「放射線計測学」や「放射線計測学実験」、安全管理分野の「放射線管理学」「放射線管理学実験」を修得する。「放射線物理学Ⅱ（発展）」「診療画像機器学Ⅱ（CT/MR/眼底カメラ）」「診療画像検査学実習Ⅰ（X線撮影検査）」「診療画像検査学実習Ⅱ（CT/MR/US）」によって1年次で修得した放射線技術の知識を醸造させ、「医用工学演習」「コンピュータ演習Ⅱ（プログラミング）」「放射線診療プログラミング演習」「放射線科学演習」で技師としての処理能力を向上させる。また、医療の一翼を担う放射線

技術学を細分化した診療画像技術学分野の「X線CT検査学」「超音波検査学」「画像解剖学」「MRI検査学」「X線検査学Ⅰ（一般撮影）」「X線検査学Ⅱ（特殊撮影・造影検査）」「臨床医学Ⅰ（基礎）」、画像情報学分野の「医療画像情報学Ⅰ（基礎）」「医療画像情報学Ⅱ（発展）」「医療画像情報学実験」を学び、「核医学検査技術学」「放射線治療機器工学」「放射線治療技術学」で高度先進放射線技術について理解する。

3年次：基礎知識・技術を獲得したうえで、管理技術分野の「医療情報システム論」「医療安全管理学」「放射線関係法規」「臨床薬理学」を学び、「核医学臨床技術学」「放射線腫瘍学」「核医学検査技術学実習」「放射線治療技術学実習」「臨床医学Ⅱ（発展）」「実践臨床画像学」等で理解を深め、画像情報学分野の「医療画像情報学実験」で2年次で学修した内容を深める。臨床実習では、実際の医療現場で医療人としての自覚をもたせ、医療画像機器の操作・撮影方法、医用画像の処理・解析方法等の実践的な知識や技能を修得する。「卒業研究Ⅰ（調査・計画）」で研究の基本を学ぶ。

4年次：臨床実習で学んだ知見を「画像診断学」「放射線科学特論」でさらに深く学び、知識を確固たるものにする。「卒業研究Ⅱ（研究報告）」を通じて研究方法やより高度な専門性科学的根拠に基づいて問題点を解決する能力、内容のまとめ方、プレゼンテーション力を修得する。「放射線学演習Ⅰ（基礎）・Ⅱ（総合）」でこれまで学んできた放射線技術の知識・技術を整理・統合し、臨床実践に向けての準備を行う。

なお、各授業科目の単位を定めるにあたっては、大学設置基準に準じ、講義は15時間をもって1単位とし、教育上必要がある時は30時間をもって1単位としている。演習は30時間をもって1単位とし、教育上必要がある時は15時間をもって1単位としている。実験実習実技は45時間をもって1単位とし、教育上必要がある時は30時間をもって1単位としている。

### **(3) 関連職種連携教育**

教育の特色として掲げる関連職種連携教育では段階的に連携能力を身につけることを目的とし、教育体系を確立している。まずは、「診療放射線概論」「診療画像検査学概論」等を履修することによる自職種の理解に始まり、「関連職種連携論」、「関連職種連携ワーク」を学ぶことにより、実際の医療福祉現場での実習へと段階を経て取り組んでいく。「関連職種連携論」では、各職種の専門性と関連性について学修し「関連職種連携ワーク」では、学科を横断したチーム編成で問題解決型体験学習を通して、「専門職連携」の基礎技能を高め、実際の医療福祉現場で実習を行い、「専門職連携」を実践的に学修する。

隣接するグループ関連施設「福岡山王病院」や、本学から約6 km南に位置する同じくグループ関連施設の「福岡中央病院」などとの連携も積極的に実施していく。臨床現場と密接に連携した独自の教育環境のもと関連職種連携教育を実施していく。

1年次には、診療放射線技師という職種についての理解を深めるとともに、見学を通じて、他職種との連携について知る機会を設ける。2年次には、「関連職種連携論」において、保健・医療・福祉に携わる他職種への理解を深めるとともに、各職種間の連携のあり方について学修する。さらに3年次には、「関連職種連携ワーク」において、他職種をめざす仲間とともに1つの症例について問題点を整理し、解決方法について討議を重ね、報告会を実施する中で関連職種連携の重要性を理解するグループワークを実施する。4年次の臨床実習においては、グループ施設を中心とした病院での実習において、事例に基づいた「チーム医療・チームケア」を体験する。以下に、年次ごとの科目構成と教育目的について記載する。

#### 1年次：「診療放射線概論」(必修)

- ・放射線診療全体を俯瞰しながら、放射線と放射能の違い、放射線の医療での活用と医療人としてのマナーおよび患者接遇、診療放射線技師の役割を理解する。
- ・人体に放射線を照射することの法的根拠、保健医療のしくみについて学ぶ。

#### 「診療画像検査学概論」(必修)

- ・検査・診療機器の基本的な理解と、本論に必要な基礎的知識（特に専門用語）の修得を目的とする。
- ・診療放射線技師の臨床病院での役割と責任および他職種との連携（チーム医療）と医療情報システムについて学修する。

#### 2年次：「関連職種連携論」(必修)

- ・専門職種間連携の概要を理解し、自職種について説明できる。
- ・保健・医療・福祉に携わる職種の関連性や専門性について説明できる。
- ・職種連携実践のあり方について概説できる。

#### 3年次：「関連職種連携ワーク」(必修)

- ・関連職種連携ワークは、演習形式によるIPE教育（関連職種連携教育）の実践カリキュラムである。学生同士がグループに分かれて学修を展開しながら、ひとつの症例と向かい合い、医療福祉連携、チーム医療についての理解を深める。また、保健、医療、福祉に携わる職種の専門性と関連性、チーム医療・チームケアの理念と実践方法を理解し、各職種が連携して課題を解決し、患者・利用者中心の専門的サービスを提供する技能を修得する。

## **5. 教育方法、履修指導方法及び卒業要件**

### **(1) 授業の方法等**

総合教育科目は講義中心で1年次から4年次まで、各学生の履修計画に応じて選択して履修できることとしている。但し、外国語や情報処理の授業は演習的要素が多く含まれるものもあり、学生数が多過ぎないように配慮することとしている。「健康スポーツ実践」は実技を行う。なお、必修科目（「生命倫理」「大学入門講座」「医学英語Ⅰ（基礎）」「医学英語Ⅱ（応用）」は1年次に指定している。

専門基礎科目は総合教育科目と同様、講義中心である。総合教育科目同様、「保健医療福祉制度論」「臨床心理学概論」は1年次から4年次まで学生の自主性により履修できることとしている。一方、医療学部や看護学部の他の学科の学生と同席することが前提の選択科目（「救急医学」「感染と免疫」「ケアマネジメント論」）は、学修の進捗と他の学科に合わせて履修できる年次を細かく設定している。

専門科目は、1年次に診療放射線技師としての導入科目として「診療放射線概論」「診療画像検査学概論」「診療画像機器学Ⅰ（X線機器）」を履修する。併せて、4年間の学修の基盤を支える「応用数学」「放射線物理学Ⅰ（基礎）」「医用工学」を履修する。

2年次から3年次前期にかけては、臨床放射線技師となるべく主要な7つの分野「診療画像技術学・臨床画像学」「核医学検査技術学」「放射線治療技術学」「医療画像情報学」「放射線安全管理学」「医療安全管理学」「実践臨床画像学」の講義や演習、実験、学内実習を履修する。

3年次後期には臨床実習として「診療画像検査学臨床実習」「核医学検査技術学臨床実習」「放射線治療技術学臨床実習」の3科目を配置している。この期間、学生は学外施設で臨床実習を行う。その後、4年次に向けて「卒業研究Ⅰ（調査・計画）」と進んでいく。

4年次は卒業後に臨床放射線技師として自信をもって学生を社会に送り出せるよう、4年間の学修の総まとめとして「放射線科学特論」「放射線学演習Ⅰ（基礎）」「放射線学演習Ⅱ（総合）」「卒業研究Ⅱ（研究報告）」を履修する。また、選択科目として「放射線腫瘍学特論」「核医学特論」「MRⅠ検査学特論」「画像情報学特論」を配置する。これは、将来学生自身が自身の専門分野を選択する上で役立てるよう配置するものである。

### **(2) 履修指導方法、卒業要件等**

総合教育科目は、必修科目は社会系から「海外保健福祉事情Ⅰ（講義）」（1単位）「海外保健福祉事情Ⅱ（実習）」（2単位）の2科目3単位、自然・情報系については、「生命倫理」（2単位）の1科目2単位、総合系の「大学入門講座」1科目

1 単位、外国語系の、「医学英語 I（基礎）」（1 単位）、「医学英語 II（応用）」（1 単位）の 2 科目 2 単位計 6 科目 8 単位を必修とする。

選択科目は人間系の「心理学」（2 単位）、「哲学」（1 単位）、「倫理学」（1 単位）、「文学」（1 単位）、「教育学」（2 単位）、「教育方法論」（2 単位）、「コミュニケーション概論」（2 単位）の 7 科目を選択科目として配置する。社会系には「アジア比較文化論」（1 単位）、「法学」（1 単位）、「経済学」（1 単位）、「社会学」（1 単位）、「国際医療福祉論」（2 単位）、「社会保障制度論」（2 単位）、「ボランティア論」（1 単位）、「ボランティア実践」（1 単位）の 8 科目を選択科目として配置する。自然・情報系には「生物学」（2 単位）、「生化学」（2 単位）、「物理学」（2 単位）、「データサイエンス」（2 単位）、「医療と ICT」（2 単位）、「人間工学」（2 単位）の 6 科目を選択科目として配置する。保健体育系には「健康科学理論」（1 単位）、「健康スポーツ実践」（1 単位）の 2 科目を配置する。以上の選択科目 23 科目 35 単位の中から、人間系から 2 単位以上選択を含め 6 単位以上選択することとする。

外国語系では「英会話」（1 単位）、「韓国語」（2 単位）、「中国語」（2 単位）の 3 科目の中から 3 単位以上を選択必修とする。

以上、総合教育科目必修 11 単位（外国語 3 単位含む）、人間系から 2 単位以上選択を含め 6 単位以上選択することとする。

専門教育科目は、履修モデルに記載のとおり、専門基礎科目の必修科目が 23 科目 24 単位、専門科目の必修科目が 58 科目 81 単位、選択科目は専門基礎科目と専門科目の 15 科目の中から 6 単位以上を修得することとしている。

卒業要件は必修科目が 77 科目 113 単位、選択科目が 15 単位以上となり、合計で 128 単位以上が要件である。（留学生については「英会話」（1 単位）「日本語 I（話す）・II（説明する）・III（語彙・文法）・IV（総合）」（4 単位）を必修で履修するため 130 単位以上。）

【資料 14：教育課程と指定規則との対比表】

【資料 12：履修モデル】 再掲

### **(3) 教育方法**

#### **1) 授業の内容に応じた授業の方法**

医療学部では、総合教育科目と専門基礎科目および学科独自の専門基礎科目と専門科目の中から、それぞれ必修科目、選択科目を学修していく。

授業の方法としては、総合教育科目や演習および実習の基礎となる専門基礎科目など、知識の理解を必要とする科目については、講義形式を中心とした授業形態をとる。技術の修得を目的とする科目については、演習形式の授業形態をとる。また、医

療専門職として必要となる実践力を身に付けることを目的とする科目については、実習形式の授業形態をとる。

本学は医療専門職を養成するにあたり、診療放射線技師学校養成所指定規則に定められた内容に最適な授業形態をとるものとする。

## 2) 授業方法に適した学生数の設定

授業方法に適した学生数については、学修効果を第一に考え、それぞれの授業科目ごと、および授業形態ごとに設定する。本学では、少人数で個別対応に重点を置いた、きめ細かな教育を特長とし、特に語学系の演習科目については1クラスが30名以下となるよう努める。

## 3) 配当年次の設定

配当年次は基礎から始め、発展していくよう、体系的なカリキュラム形態を採用する。

専門教育科目は、講義、演習、実習の順になるよう配置し、学生の理解が深まるよう組み立てている。また、総合教育科目は4年間にわたり学べる機会を設けているため、個人の学修に応じて履修することが可能となっている。

## (4) 履修指導方法

履修方法は、毎年4月初めにオリエンテーションを実施し、履修モデルを用いて学科の概略と教育課程、学修に対する姿勢について指導する。特に、新入生に対しては十分にガイダンスを実施し、その中で単位履修方法、4年間での学修内容や学生生活について具現化する。

学生の履修計画支援としてすべての授業科目のシラバスを作成し、講義の概要と教育目標、授業計画、事前・事後学修、評価方法、受講上の注意、教科書や参考書などを学生に明示する。また、自由に研究室を訪問できる「オフィスアワー」をシラバス上で学生に提示し、個別指導の機会を設ける。

さらに本学では、デジタル教材の提供などで専門的な知識の確実な理解を促すため、充実したICT環境とアクティブラーニングを導入するが、学修支援においても有効利用できるよう、学生へのタブレット使用方法の教育を実施するなど、その運用環境を整備する予定である。

## (5) 診療放射線学科の履修モデル

### 1) 医療現場で多職種とのチーム医療を理解し、活躍できる診療放射線技師

この履修モデルは、比較的小規模の病院や診療所で少人数でX線撮影やエコー等の

一般撮影を中心とした業務を行う診療放射線技師を想定している。

総合教育科目において臨床や地域での人との関わり方が重要であり、「コミュニケーション概論」を通じて人との関係性を育てる意思伝達の重要性および様々な手法、「ボランティア論」と「ボランティア実践」で他者への思いやり、奉仕、また社会貢献のあり方といった人を支援する上で必要な基本的な態度を身につける。

専門基礎科目では、「関連職種連携論」「関連職種連携ワーク」で多職種連携の重要性について理解し、「感染と免疫」において、現在蔓延している新型コロナウイルスへの対応や今後発生するかもしれない未知の感染症への対応や、院内感染防止の対策などを学修し、「救急医学」では、救急医学の基礎知識と臨床の場における救急蘇生法の実践法を学修する。

## 2) 診療放射線技術の分野、特に画像診断、核医学、放射線治療において十分な知識と技術力を有し、さらには系統的に専門的知識及び技術を実践できる能力を身につけている診療放射線技師

この履修モデルは、高度先端医療に強い関心を持ち、特に画像診断、核医学、放射線治療において十分な知識と技術力を有し、さらには系統的に専門的知識及び技術を実践できる能力を身につけている診療放射線技師を目指す。

総合教育科目では、「教育学」において、診療放射線技師の後進育成教育に役立つ必要な基礎知識を培う。また「生化学」「物理学」を履修し、診療放射線技師のバックボーンとなる基礎知識を培う。

専門科目では、「放射線腫瘍学特論」「核医学特論」「MR I 検査学特論」を通して高度先端医療に関する知識を身につけ、早期発見早期治療の基礎と実践を修得する。

## 3) 人工知能をはじめとする IT 技術と医療との融合等、日々進化を遂げる医療システムに柔軟に対応し活用できる診療放射線技師

この履修モデルは、日々進歩する撮像機器や高度な情報化に対応した幅広い知識・技術を学修し、プログラミング技術の修得と医療技術への応用ができる人材を育成する。

そのためには、選択科目の中から情報系科目の履修を多くこなし、医療と情報の見識を深めることが必要となる。

総合教育科目では、「データサイエンス」と「医療と ICT」で情報化社会における医療の在り方を学び、「国際医療福祉論」によって他国の保健福祉の実情を知り、医療のグローバル化に対応できる力を身につけ、「コミュニケーション概論」を通じて機器だけでなく直接的に人との関係性を育てる意思伝達の重要性および様々な手法について学ぶ。

専門科目では「応用数学」で、診療放射線技師として知っておくべき数学知識の内

容を学修する。「コンピュータ演習Ⅰ(データ処理)」「コンピュータ演習Ⅱ(プログラミング)」「放射線診療プログラミング演習」「画像診断学演習」「画像情報学特論」で撮影画像の扱いと画像データ処理、プログラミングについて修得する。

## **(6) 履修時間の年間登録上限 (CAP 制) について**

本学では、過剰履修を防止することで学修の質および学修時間の確保を可能とするため、年間登録単位数の上限を定める「CAP 制」を導入する。学生へは入学時に履修要項を配布し、そこに以下の内容を掲載し、周知徹底を図る。

### **1) CAP 制による単位数の制限**

原則として年間登録単位数は 49 単位以下とする。ただし、所定の単位を優れた成績を持って修得した学生については、以下のとおり単位数の上限を超えて履修することを認める。

- ① 直前の学期の GPA 値が 3.0 以上の場合、履修単位数の上限を 54 単位とする。
- ② 上記以外の理由で 50 単位以上の履修を希望する場合は、学科の教務担当教員に事前に相談する。

本項目を適用するものとして、以下を想定している。

GPA 値が 3.0 に満たない学生で、学生本人に責任のない以下の事象に学生本人が損害を被り、長期（概ね 1 年以内）にわたって学修を継続することが困難な事態に直面した場合に、かつ、履修上限があることにより留年が確定する事態を、例外的に上限を外すことにより、留年が回避できる見通しがある場合の救済措置として想定している。適用が予測される事態は以下のとおり。

・学生本人または帰省先実家が、地震、津波、台風、集中豪雨等の災害に被災し、長期に渡り学修継続が困難な事態に直面した場合。

・学生本人に責務がない事故の被害に遭遇することにより、長期にわたり学修継続が困難な事態に直面した場合。

このような学修継続困難な事態に見舞われた学生に対して、緊急の経済的な支援だけでなく、学修困難な事態から大学に復帰して履修登録を行う際に履修上の救済措置として想定している。

なお、本件はあくまでも例外的救済措置であり、現状では学生への事前の周知は控えているが、災害等発生時には担任制を通じて学生自身や帰省先の状況を確認し、救済が必要であるとの申し出を受けて対応することとしている。

### **2) CAP 制の対象となる単位**

CAP 制の対象となる単位は「卒業要件単位に含まれるすべての単位」とする。

ただし、以下の単位については、CAP 制の上限に含まないものとする。

- ① 海外保健福祉事情にかかわる授業科目の単位
- ② 他の大学・短期大学等で修得した単位や、TOEIC・英検の成績による単位認定、放送大学との単位互換協定に基づく授業科目など、本学が認定した単位
- ③ 再履修科目の単位
- ④ 卒業単位に含まない科目の単位

## **(7) 他大学における授業科目の履修等について**

他大学における授業科目の履修等については、学則に規定する。本学に入学する以前に他の大学、短大、高等専門学校または大学設置基準第29条第1項の規定による専修学校において履修した授業科目の単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、与えることがある。また、本学入学後に他の大学・短大等において履修した授業科目について修得した単位の認定がある場合は、30単位(合計で60単位)を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

## **(8) 学修成果の評価の在り方**

本学では、教育成果を可視化し、教育改善を実施する目的で3つのポリシー（アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー）を踏まえて、教育課程や学生の学修成果を測定・評価する方法（アセスメント・ポリシー）を定めている。

以上のアセスメント・ポリシーを踏まえ、カリキュラム・ポリシーの評価は以下のとおり定まっている。

測定・評価は入学時から卒業後までとし、機関レベル（大学）、教育課程レベル（学科）、科目レベルの3段階で多面的に評価を実施している。以下、各レベルともカリキュラム・ポリシーに関する事項について記載する。

### 1. 機関レベル（大学）：

進級率、休学率、退学率、留年率、学修行動調査

### 2. 教育課程レベル（学科）：

GPA、修得単位数、進級率、学修行動調査、休学率、退学率、留年率、（保健師コース選抜…看護学科のみ）

### 3. 科目レベル：

成績評価、学修ポートフォリオ、授業評価アンケート

評価には直接評価と関節評価があり、各科目の評価には量的評価と質的評価を用いる。講義科目の評価はⅢ、演習や実験、実習、卒業研究の評価はⅣであり、Ⅰは関連職種連携論や関連職種連携ワーク、Ⅱは海外保健福祉事情Ⅰ、Ⅱで対応する。

## 6. 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合の具体的計画

本学は、医療系の大学であり、就職後は対象者と対面で直接対応する必要があるため、授業については面接授業(対面授業)での履修を基本としている。

しかし、今回の新型コロナウイルス感染症のようなパンデミックが発生し、学生が一堂に会した授業を実施することが困難と認められる場合は、学生が ZOOM 等を利用して一部の授業を遠隔授業で履修することを認めている。

該当する授業科目は学生全員に付与した電子メールを活用した一斉連絡や学内掲示で周知徹底した上で実施することとし、実際に 2020 年度以降の新型コロナウイルス感染拡大時は、上記の対応で学生や教職員の安全確保と学生の学修の両立を図った。

しかし、本学は前段で述べた通り授業は面接授業(対面授業)を基本としており、メディアを利用して学生全員を教室以外の場所で履修させることはしていない。

本学が活用するオンデマンド型等のメディアシステムについては以下のとおり。

ZOOM	双方向型のオンライン授業が可能なビデオ配信システム。 専任教員一人ひとりがアカウントを保有しており、感染症が拡大している場合、自然災害時の場合に学生は自宅から講義を受講できる。
Google Classroom	学生を講義単位で管理して教育を運用するオンライン学修システム。 システム内で講義資料や課題を確認することが可能である。 学生は課題の提出もでき、教員は課題に対するフィードバックや成績評価も可能である。
Campus Plan	インターネットを用いた学修支援システム。 学生は学外から、大学からのお知らせの確認や履修登録、成績の確認が可能。 休講・補講の通知やイベントの連絡等も、Campus Planにて行っている。
医療福祉eチャンネル	姉妹校である国際医療福祉大学で作成されたVOD教材を、本学の学生も視聴ができる。これは授業の履修としては活用せず、自習教材として利用している。
ICTデバイスを用いた学修	本学ではICT教育の一環として講義資料を電子データで配信し、学生は各自のタブレット及びPCを持参のうえ受講している。新入生オリエンテーションにてデバイスの説明やデバイスを用いた学修方法の説明を行っている。

以上により、本学の実施方法は、平成13年文科省告示第51号の要件を満たしている。

## **7. 実習の具体的計画**

### **(1) 臨床実習について**

1) 診療放射線技師の養成教育において、臨床実習は総合的な実践学習の機会であり、あらゆる患者に適切に対応しながら行っている医療を体験する場でもある。

それゆえ、実習に臨む学生は、総合教育科目、専門基礎科目、専門科目を通じて、専門的知識・技術を修得しているだけでなく、適切なコミュニケーション能力、医療専門職として適切な態度や行動などを修得しておく必要がある。

2) 本学科のディプロマ・ポリシーは以下のとおりである。

#### **【ディプロマ・ポリシー】**

- ①「生命の尊厳・生命の平等」という基本的倫理を理解し、豊かな教養と高い専門能力を用いて、時代のニーズや地域で起こっている課題を理解することができる。
- ②診療放射線技師として必要な専門知識と技術をもって多職種と連携してチーム医療を推進することができ、かつ、科学的な根拠に基づく放射線技術を応用できる。
- ③基礎的および専門的な知識や技術に基づいた診療放射線技師業務を実践できるとともに常に向上心や研究心を持ち、生涯にわたり継続して自己研鑽することができる。
- ④国際化に対応した幅広い知識・技術を学修し、国際的視点を持つことができる。

臨床実習は総合的な実践学習の機会であり、これらのディプロマ・ポリシーを達成するために、本学では臨床実習関連科目として臨床実習12単位を確保している。

### **(2) 臨床実習の目的・目標**

1) 本学科では臨床実習の目的および目標を設定し、学生の資質涵養に努める。

学生が、学科指定実習施設の施設担当者のもとで、本学の臨床実習における倫理綱領を遵守し、診療放射線技師として必要な知識・技術の修得および医療人としての資質を涵養することを目的とする。

#### **2) 臨床実習の目標**

##### **① 診療放射線技師としての役割と責任の理解**

大学で学んだ診療放射線技師としての基本的な知識、技術について実践し、応用力を養成する。また、診療業務上で必要な医療技術に関する知識・技術を修得する。医療保健福祉分野の各専門職種と役割を理解し、チーム医療の一員として診療放射線技師の果たすべき役割を明確にする。

##### **② 医療従事者としての心構えと患者接遇のあり方の理解、および対応力を養成する。**

- ③ 安全管理の意義と行動責任の理解、医療機器・器具の保守管理等、医療の質と安全確保に関する知識・技術を修得し、業務手順の理解やリスク回避能力を身につける。また、自らが行う行為を客観的に評価し、行動することの重要性を身につける。
- ④ 多種多様な一般社会全体における医療という枠組みの理解とともに自らの役割と責任、さらには進歩する医療に対応できるように、自己研鑽する心構えと態度を身につける。

### 3) 科目毎の目標等

臨床実習の各科目の目標等は以下のとおりである。

- ① 「診療画像検査学臨床実習」(3年次後期、8単位・360時間、学外実習施設10施設) 病院等の臨床施設の指導者のもとで、診療放射線技師として必要な知識・技術の習得および医療人としての素養の充実を図る。内容は、学内で学んだ診療画像関連科目の知識・技術を発展させ、実際の臨床業務に対応できる能力を養成する。また、チーム医療と診療放射線技師の役割等について理解を深める。
- ② 「核医学検査技術学臨床実習」(3年次後期、2単位・90時間、学外実習施設7施設) 病院等の臨床施設の指導者のもとで、診療放射線技師として必要な知識・技術の習得および医療人としての素養の充実を図る。内容は、学内で学んだ核医学検査技術学関連科目の知識・技術を発展させ、実際の臨床業務に対応できる実力を養成するための実習を行う。また、チーム医療と診療放射線技師の役割等について理解を深める。
- ③ 「放射線治療技術学臨床実習」(3年次後期、2単位・90時間、学外実習施設5施設) 病院等の臨床施設の指導者のもとで、診療放射線技師として必要な知識・技術の習得および医療人としての素養の充実を図る。内容は、学内で学んだ放射線治療技術関連科目の知識・技術を発展させ、実際の臨床業務に対応できる実力を養成するための実習を行う。また、チーム医療と診療放射線技師の役割等について理解を深める。

### (3) 実習先の確保の状況

実習施設の確保はグループ施設を中心として確保する。臨床・臨地実習においては、大学に隣接する福岡山王病院をはじめ、グループ法人が運営する福岡県福岡市の福岡中央病院、福岡県大川市の高木病院、柳川市の柳川リハビリテーション病院、栃木県の国際医療福祉大学病院、東京都の国際医療福祉大学三田病院、山王病院、千葉県国際医療福祉大学成田病院、国際医療福祉大学市川病院、静岡県国際医療福祉大学熱海病院など数多くのグループ関連医療福祉施設と緊密に連携しながら、先進の教育・研究と充実した臨床実習を行う。多くの施設に最新の医療機器

が整備されており、これにより先進の技術を修得することが可能となる。

実習先が遠隔地の場合は、実習先の職員寮などを使用して実習を行う。職員寮がない場合は、大学で宿泊施設を提供する。また、学生が多様な経験をするためには、グループ関連施設などで実習を行うことが望ましいが、実習施設が遠隔地となるケースでは、当該地域出身者、あるいは祖父母や兄弟姉妹といった近親者が当該地域に居住する学生を第一に配置し、実家ないし近親者宅から通学できるように配慮する。このような対応が困難な学生については、当グループが所有するビジネスホテルを優先的に手配するとともに現地の宿泊施設（マンスリーマンション、ウィークリーマンション、ビジネスホテル等）を本学が確保し、円滑な実習が行えるように調整する。

【資料 15：臨床実習の実習施設一覧】

【資料 16：臨床実習の実習承諾書】

#### (4) 実習先との契約内容

##### 1) 契約書の内容

本学と実習施設との間で実習に関する契約を結ぶこととし、本学で定めている契約書約書の内容は、次の項目を記載する。

- ① 実習の対象等（実習生の氏名、所属、実習機関、内容等）
- ② 実習の実施方法
- ③ 委託費
- ④ 実習生の健康状況
- ⑤ 指導責任
- ⑥ 個人情報の保護
- ⑦ 個人情報の保護の報告および調査
- ⑧ 法人機密情報の保護
- ⑨ 実習の中止
- ⑩ 実習生の疾病および傷害
- ⑪ 危険負担
- ⑫ 第三者損害賠償
- ⑬ 他の事項

##### 2) 個人情報保護への対応

平成 17 年 4 月に「個人情報保護に関する法律」が施行されたことを受けて、本学では「臨床実習における個人情報保護に関する教育指針」を策定し、学生および実習先に配付する「臨床実習の手引き」に掲載し、学生指導等に利用している。

その内容は、①教員の対応、②臨床実習指導者の対応、③臨床実習生の対応（原則、情報の収集、情報の匿名化、臨床実習生の個人用パソコンの使用）、④その他（個人情報漏洩時の対応）を示している。その外、個人情報の定義や医療機関における個人情報の例、介護保険施設における個人情報の例を参考に記すとともに本学の臨床実習に関する倫理綱領を掲載している。

### 3) 事故防止への対応等

実習期間中、学生は事故を防ぐため最新の注意を怠らぬよう心がけるとともに、不幸にして事故が発生してしまった場合の連絡方法と対応の仕方について、学生や実習先に配付する「臨床実習の手引き」に、明記し迅速な対応が取れるよう指導することとしている。

【資料17：学生実習契約書】

【資料18：賠償責任保険証書(写)】

### 4) 緊急時(事故発生時等)の対応

事故が発生した場合、「大学、実習施設間の連携」に従い、臨床実習指導者から直ちに本学の実習指導担当教員に連絡が入る。これを受け、学長、副学長、学部長、学科長、事務局長が速やかに対応を協議するものとする。また、実習施設においても、直ちに臨床実習指導者、実習責任者、病院長による協議が行われる体制となっている。

具体的な事故対応として、次のことを想定して対応フローを作成している。

- ① 安全の確認（学生等の身体及び対象者の安否等）
- ② 正確な事故情報の収集
- ③ 事故の軽重を速やかに判断し、対応策を決定
- ④ 本学から実習施設へ派遣する者の決定と速やかな派遣
- ⑤ 必要に応じて、保護者への連絡
- ⑥ 必要に応じて、関係機関（警察等）への連絡
- ⑦ 場合によっては、報道機関への対応

なお、実習施設が遠隔地に立地している場合であっても、大学近隣の実習施設と同様の対応を行うことを原則としており、実習指導担当教員（又は事務責任者）を実習施設に派遣し、臨床実習指導者と協働して事故対応に当たらせる。

また、実習施設が関東地域の場合は、当法人が属する国際医療福祉大学・高邦会グループの東京事務所の教職員にも協力を仰ぎ、本学の事務責任者および実習指導担当者を速やかに実習施設に派遣することとする。

【想定される緊急対応事案】

- ①実習学生が、施設内の患者、利用者にけがを負わせてしまった場合
- ②実習学生が、施設の器物を破壊してしまうなど損害を加えてしまった場合
- ③学生自身がけがを負った場合（教育活動行事参加中、および通学経路の往復中）
- ④その他、学生の過失が原因で、患者、利用者、施設に何らかの不利益を与えてしまった場合など

【資料 19：緊急時の対応】

(5) 実習水準の確保の方策

- 1) 大学教育としての実習の質を確保するため、本学では教育課程(カリキュラム) や実習の具体的な目的、到達目標、実習指導方法等の臨床実習指導体制を明確に示した「臨床実習の手引き」「臨床実習指導ガイドライン」を提示し、事前に学生および臨床実習指導者に対して十分に説明し理解を得る。学生、臨床実習指導者(臨床実習施設)、教員(大学)間の共通理解を得ることで、本学での教育の充実と臨床実習の質の確保を図る。
- 2) 臨床実習指導者会議を開催し、実習の目的と意義、実習方法、学生の教育進度、学生の配置について説明を行う。実習指導者と学生の面接を実習開始前に実施する。実習時は実習担当教員が指導者および学生にメールあるいは電話にて綿密な連絡をとり、指導上必要に応じて直に施設に赴き、適切に対処する体制を整える。
- 3) 本学科における臨床教育(実習)の方法を以下に示す。
  - ① 本学科は、臨床教育(実習)の考え方を共有できる実習施設を置く。
  - ② 本学科の臨床教育(実習)の運営にあたっては、本学科の教職員と実習施設の臨床実習指導者による会議(臨床実習指導者会議)を設け、臨床教育(実習)のあり方および具体的方法を常に共有する。
  - ③ 実習施設は、グループ関連施設に加えて、グループ以外の医療関連施設を実習施設とする場合は、本学科の臨床教育(実習)の考え方と方法を共有しながら、共に学生を指導して頂ける施設とする。
  - ④ 基本的には本学科が臨床教育(実習)の内容(目的、方法など)を明示する。
  - ⑤ 臨床教育(実習)における学生指導は、本学科の教職員と実習施設の臨床実習指導者が協力して行う。
  - ⑥ 臨床教育(実習)において学生は、臨床実習指導者の指導・監督のもと、臨床実習指導ガイドラインに従い診療放射線技師としての業務を見学または一部実践し、考察できるよう学ぶ。

【資料 20：臨床実習の手引き】

## (6) 実習先との連携体制

実習実施時の連絡体制は、実習担当教員および各施設の臨床実習指導者を決定し、そこを窓口としてメールあるいは電話にて綿密な連絡をとる。指導上必要に応じて直に施設に赴き、適切に対処する体制を整える。

前述したように、実習達成目標を明示した「臨床実習の手引き」「臨床実習指導ガイドライン」を提示し、事前に臨床実習指導者に対して十分に説明し理解を得る。

全体会議である臨床実習指導者会議を開催し、実習の目的と意義、実習方法、学生の教育進度、学生の配置について説明を行い、実習の目標達成に向けて活動する。その後、必要に応じて施設毎に担当者間で打合せを綿密に行う。

実習先との協力体制を維持するため、本学科担当教員と実習先とで綿密な連絡を取り合う。実習期間中、学生は事故を防ぐため細心の注意を怠らぬよう心がけるとともに、不幸にして事故が発生してしまった場合の連絡方法と対応の仕方について、学生と実習施設に配布する「臨床実習の手引き」に、明記し迅速な対応が取れるよう体制を整えている。特に、遠隔地の実習施設においては、学生および臨床教育者により緊密に連絡を取ることとし、訪問指導についても、近隣の実習施設と同様に、実習期間中に実施するものとし、必要に応じて担当教員が柔軟に追加訪問を実施する。

【資料 21：大学、実習施設間の連携】

## (7) 実習前の準備状況(感染予防策・保険等の加入状況)

入学直後の健康診断において、ウイルス抗体価検査（風疹・麻疹・水痘・流行性耳下腺炎・B型肝炎）を実施し、基準に達しない抗体価に対しては、実習開始までに予防接種を受けるように指導する。また、結核感染症に対しては、実習開始前に感染及び感染既往の確認検査を実施する。

### 1) 実習前の準備状況(感染予防策・保険等の加入状況)

感染予防対策および事故防止対策については、十分な事前指導を行っている。感染予防対策については抗体価検査の結果、抗体価が陰性あるいは疑陽性であった学生については、ワクチン接種を促し、抗体保有状況を事前に確認したうえで実習を行う。

学生は全員「学生教育研究災害傷害保険」ならびに「学生教育研究賠償責任保険」に加入している。大学として賠償保険に加入しており、実習中の学生全員に対して、実習先の器具・設備破損及び対象者への補償支払いを行うこととしている。

### 2) 学生への留意事項

学生への留意事項については「臨床実習の手引き」を配付し、学則及び診療放

射線技師法の法令遵守、SNS の利用に係る注意点、放射線被ばく防止、医療事故防止、行動指針等を実習前に周知徹底する

特に守秘義務については以下のとおりである。

- ・ 本学の臨床実習における倫理綱領を遵守する。
- ・ 個人情報保護に関する法律および実習施設の方針を理解し遵守する。

#### 【秘密の厳守】

ア) 実習中に知り得た患者様の秘密を他に漏らしてはならない。実習終了後も同様とする。

イ) 臨床実習における個人情報の取扱い

- ① 学生は、個人情報保護に関する法律および実習施設の方針を理解し遵守する。
- ② 対象者の個人情報の保護に努め、情報の収集、保管、利用については厳重に注意する。学修上の必要のあるとき以外、また特定の場所以外いたずらに口外しない。とくに不特定多数の人々のいる病院の中や乗り物の中などでは、厳にそのような行為を戒める。
- ③ 個人情報の収集、保管、利用にあたっては施設実習指導者の許可を得る
- ④ 対象者の個人情報は実習期間中のみならず、実習終了後も守秘しなければならない。

#### 【個人情報へのアクセス】

- ① カルテ等の閲覧は、原則として検査等に必要な情報を得る目的に使用する場合に限る。
- ② カルテ等の閲覧は、施設内の決められた場所で行う。
- ③ 電磁的医療情報等の閲覧の際は、原則として施設実習指導者(閲覧を許可した者)立会いのもと閲覧する。
- ④ その他の情報収集に際しては、施設実習指導者の許可を得る。

#### 【実習記録】

《個人情報の転記》

- ① カルテ等からの情報転記は、部分抜粋・要約等にて行い必要最小限の内容とする。
- ② カルテ等からの情報転記は、実習記録様式に直接記入することを原則とし、メモ帳記入は必要最小限に留める。
- ③ 記入済みの実習記録様式、その他の記録物の複写は行わない。

《個人情報の匿名化》

- ① 実習記録様式には、病院名・病棟名・診療科等は記録しない。
- ② 実習記録様式には、患者様氏名・生年月日・住所・勤務先等の個人を容易に特定しうる固有名詞を含んだ情報は一切記録しない。

③ 病名記載に関しては、基礎疾患を中心とした必要最小限のもののみとする。

④ メモ帳への記入や口頭での発表等でも、上記のような十分な匿名化を施す。

《個人情報漏洩防止および持ち運びの制限等》

① 情報転記に用いるメモ帳は、散逸・紛失し難い綴じ込み形式のものとする。

② 実習記録やそれを保存した記録媒体等の持ち運び先は、実習施設、自宅、大学のみとする。

③ 個人情報の紛失や漏洩が発生した際には、直ちに施設実習指導者および実習担当教員に報告する。

【実習終了後の実習記録等の取扱い】

① 実習終了後提出された実習記録類一式は、評価終了後、内容において上述のような十分な匿名化の実施が確認された場合にのみ、各学生に返却する。

② 返却された上記実習記録類一式およびそれ以外の実習記録物は、十分な匿名化を前提として、紛失・散逸せぬよう各自学生の責任で確実に保管管理しなければならない。

### 3) SNS利用に関する注意事項

① 「臨床実習に関する倫理綱領」および「臨床実習における行動指針」を遵守し、次に示される情報について、SNSに一切投稿しないこと。

1. 臨床実習に関する個人情報
2. 臨床実習の状況
3. 臨床実習施設およびスタッフに関する情報
4. 上記内容に関する個人的な意見、感想
5. 以上の他、学生の本分に反する行為および内容

② これらの投稿は実習期間中のみならず、実習終了後も行わないこと。

③ これらの注意事項を守らず事象が発覚した場合は、学則に従い処分が下される。また、臨床実習中に発覚した場合、実習は中止となることがある。

【資料 19：賠償責任保険証書(写)】再掲

### (8) 事前・事後における指導計画

実習指導担当教員が実習指導の計画・調整を行い、学生自らが自身の行った行動を振り返り、自己学修において統合させていくことを援助するため、教員間で連携を図る。

## 1) 事前指導

実習指導担当教員によるオリエンテーションを行う。内容は以下のとおりである。

- ① 実習の目的と意義
- ② 実習プログラムとスケジュール
- ③ 実習および宿泊先（必要な学生のみ）の手続きと説明
- ④ 臨床実習指導者と実習指導担当教員の役割
- ⑤ 各実習の内容の概要
- ⑥ 実習先で必要とされる知識の確認
- ⑦ 客観的臨床能力試験（OSCE）の実施
- ⑧ 実習先の概要、専門部門と関連部門の組織・業務連携の理解
- ⑨ 実習内容の確認
- ⑩ 実習計画および実習課題の作成と検討
- ⑪ 記録・日誌の書き方
- ⑫ 実習上の留意事項（守秘義務・実習態度等）

## 2) 実習中の指導

実習中は、実習先の臨床実習指導者の指導を受ける。また、教員が実習先を定期的に訪問し以下の点について指導に当たる。

- ① 実習計画・実習課題への取り組みに関する状況の確認
- ② 記録・日誌の点検
- ③ 実習中の健康状態
- ④ その他

## 3) 事後指導

- ① 症例の病態を発表会で報告し合い、意見交換をする。
- ② 実習指導担当教員や他学生との集団討議を通して、次の実習に向けての課題を見出す。
- ③ 実習報告書を作成する。

【資料 22：臨床実習計画】

## (9) 教員及び助手の配置並びに巡回指導計画

実習指導担当教員は、臨床実習指導者との連携による実習の進捗管理や調整、実習先の訪問指導、成績評価、非常時の対応などの役割を担う。

「臨床実習」では、グループ施設以外での実習となる場合も含めて、訪問指導を

実施することとし、実習指導担当教員が定期的に訪問しディスカッションなどを行い適宜指導する。訪問指導はそれぞれ学生個々の進捗に合わせて柔軟に追加訪問を実施する。

実習指導は臨床実習指導者が主として行い、学生は毎日実習報告書を作成し学習状況を翌日報告し、それを主として臨床実習指導者が確認する。臨床実習指導者はその内容を確認し学習進捗や心身状況を把握する。必要に応じて臨床実習担当教員に連絡し、適切な対応が取れる体制を構築する。また、学生には毎週末実習状況を報告してもらい、学習進捗や心身状況を把握する。実習期間中の巡回指導は、実習担当教員が2回実習施設を訪問し、実習指導者及び実習生と面談し、実習状況の確認及び指導を行う。

実習期間中は、臨床実習担当教員が常に対応できる体制を構築する。

遠隔地にある実習施設においても同様の体制で指導し、とくに心身面でのサポートを充実させる。

#### 【資料 23：実習訪問スケジュール】

### (10) 実習施設における指導者の配置計画

- 1) 実習施設における臨床実習指導者は、診療放射線技師学校養成所指定規則およびガイドラインが定める水準を十分満たす経験豊富な者が大学教員とともにその任を負う。指導者1人あたり2名の学生指導が行えるように配置する。
- 2) 大学教育としての実習の質を確保するため、本学では教育課程(カリキュラム)や実習の具体的な目的、到達目標、実習指導方法等の臨床実習指導体制を明確に示した「臨床実習の手引き」「臨床実習指導ガイドライン」を提示し、事前に学生および臨床実習指導者に対して十分に説明し理解を得る。学生、臨床実習指導者(臨床実習施設)、教員(大学)間の共通理解を得ることで、本学での教育の充実と臨床実習の質の確保を図る。
- 3) 臨床実習指導者会議を開催し、実習の目的と意義、実習方法、学生の教育進度、学生の配置について説明を行う。実習指導者と学生の面接を実習開始前に実施する。実習時は実習担当教員が指導者および学生にメールあるいは電話にて綿密な連絡をとり、指導上必要に応じて直に施設に赴き、適切に対処する体制を整える。

#### 【資料 24：訪問指導担当教員 臨床実習】

### (11) 成績評価体制及び単位認定方法

「診療画像検査学臨床実習」(必修8単位)、「核医学検査技術学臨床実習」(必修2単位)、「放射線治療技術学臨床実習」(必修2単位)について、学生の知識・技能の修得

状況を毎日の実習報告書あるいは課題報告にて確認し、評価表に従って評価する。医療人である診療放射線技師としての適性を評価する。

単位認定方法は、知識確認のための試験および実習施設での評価をもとに臨床実習担当教員が総合的に判断する。

#### 【実習期間中の評価】

臨床実習中の成績については、各施設の臨床実習指導者（施設担当者）が次の項目について評価する。その成績については実習終了後、大学に報告される。部門（診断・核・治療）毎に評価される。

《学習評価》 基礎知識、臨床知識、理解力、学習意欲（向上心・探求心）、接遇、記録、熟練度（到達度）

《実習取組評価》 勤勉性、積極性、態度・言動、責任感、協調性、適性、服装・身だしなみ・整理整頓

\* 各評価は5段階（5:大変良い、4:良い、3:普通、2:努力を要する、1:かなり努力を要する）とする。

#### 【臨床実習報告会の評価】

実習終了後、実習を通して修得した内容を教員および学生全員に報告する義務を負う。また報告会にあたり、その抄録を事前に提出する。プレゼンテーション、報告内容、報告書を評価する。

#### 【臨床実習記録の評価】

実習中に作成した臨床実習記録を提出し、実習内容について大学に報告する。記録にあたっては、『臨床実習における個人情報保護に関する教育指針』を参照すること。記載内容を評価する。

## **8. 企業実習（インターンシップを含む。）や海外語学研修等の学外実習を実施する場合の具体的計画**

### **(1) 海外研修の具体的計画**

研修は単なる語学研修ではなく、主な研修施設は学術交流協定機関協定を締結した医療にかかわる大学、機関、病院であり、学生たちは、海外の保健福祉事情を実体験できる講義内容となっている。

講義カリキュラムについては、「海外保健福祉事情Ⅰ（講義）」（1単位）と「海外保健福祉事情Ⅱ（実習）」（2単位）で構成される。1単位当たりの時間数は「海外保健福祉事情Ⅰ（講義）」が15時間、「海外保健福祉事情Ⅱ（実習）」が45時間となる。

配当年次は「海外保健福祉事情Ⅰ（講義）」が2年次前期、「海外保健福祉事情Ⅱ（実習）」は2年次・3年次の前期・後期とする。「海外保健福祉事情Ⅱ（実習）」の期

間は、2週間程度を予定している。また、いずれも必修単位として設定する。

## 1) 研修の目的

わが国においては超高齢社会と医療放射線機器の高度先進化に伴い、診療放射線技師の重要性が認知されているが、近年、特に中国を中心とするアジア諸国においても、放射線療法が発展してきており、診療放射線技師の基礎育成が必要となってきた。

実際、中国や韓国においても2015年から15歳から64歳までの生産年齢人口比率が減少に転じており、その他アジア諸国においても、2020年には同比率が減少に転じ、その後は、高齢者が増え、高齢化が加速し、日本のみならずアジアの国々の中で高齢化率が2030年以降には30%~40%に達し、超高齢社会に移行する国が増えてくると見られている。また、中国では過去40年間で放射線治療センターは約4倍に増加し、タイでは2014年に3校だった診療放射線養成大学を2022年までに11校まで増やしていくとしている(2019年時点)。このようにアジアにおける診療放射線技師の需要も急速に拡大していくものと考えられる。

こういった状況のなか、今後は外国語でコミュニケーションがとれ、国内外で医療チームの指導的な役割を担う人材の育成が必要になってくるものと思われる。

なお、姉妹校の国際医療福祉大学においても、ヨーロッパやオーストラリアにも提携校を持つなど海外に大きく視野を広げているものの、アジアにおける医療系人材の養成を重視してきた。例えば、母国における医療分野の指導者を目指す中国人留学生の受け入れや、中国で初となる医療系の4年制養成大学の設立への協力など、中国におけるリハビリテーションの礎の構築に支援を行ってきており、また、ベトナム、カンボジア、タイ、ミャンマーなどアジアを中心にさまざまな保健医療協力プロジェクトへの研究協力や研修活動を通じた国際交流や国際医療協力を積極的に取り組み、国際的視野を持った人材の育成を行ってきた。

以上のような観点から、研修を契機としてアジア諸国の医療に貢献する人材が出てくることを期待して、中国、韓国を中心としたアジア諸国を中心として研修を行うこととした。

### 【資料 25 : アジア諸国の高齢化の進展】

## 2) 研修の教育目標

保健、医療、福祉分野の高度化・専門化に対応でき、国内はもとより国際社会でも活躍できる人材の養成という、大学の教育目標に鑑み、海外研修では次のことを教育目標とする。

- ① 国際医療協力活動および国際貢献活動に貢献できる人材としての素地を養成

- ② 海外の医療保健福祉事情、海外の文化を理解し、海外で活躍できる人材としての素地を養成
- ③ 海外の多様な人々とのコミュニケーションがとれる人材としての素地を養成
- ④ 海外での危機管理が実践できる人材としての素地を養成
- ⑤ 国際人（グローバル人材）としてのセンスの素地を養成

## **(2) 「海外保健福祉事情Ⅰ（講義）」（必修、1単位）**

現地のスタッフの指導のもと、海外の医療・福祉・語学機関で研修に参加し、医療・福祉の現場にふれ、語学を学びながら、国際感覚を磨くことを達成目標とするため、「海外保健福祉事情Ⅱ（実習）」の事前準備として、以下について理解する。

### **【教育目標】**

- ① 国際医療協力活動（二国間援助、多国間援助）の特徴を理解する。
- ② JICA、政府開発援助（ODA）、二国間援助の贈与・政府貸与・技術協力・資金協力、地球規模課題対応国際科学技術協力（SATREPS）について理解する。
- ③ 研修国の医療福祉事情を理解する。
- ④ 研修国の文化・歴史・地理を理解する。
- ⑤ 国籍・職種・年齢等に関係なく、協調関係を理解する。
- ⑥ 英語を用いて積極的にコミュニケーションができるようになる。
- ⑦ 国際人（グローバル人材）とは何かを理解する。
- ⑧ 海外渡航に関する危機管理について理解する。
- ⑨ 国際保健、旅行医学、異文化理解の基本を学ぶ。
- ⑩ 現在の国際情勢と渡航対象国の概要、特徴を学ぶ。
- ⑪ グローバルに通用するマナー、渡航時の注意事項を学ぶ。

## **(3) 「海外保健福祉事情Ⅱ（実習）」（必修、2単位）**

国内で事前指導を受けた後、海外の医療・福祉・語学機関で研修に参加する。現地のスタッフの指導のもと、医療・福祉の現場にふれ、語学を学びながら国際感覚を磨き、訪問国の文化、歴史、地理、医療保健福祉事情を学ぶ。

### **【実習内容】**

現地スタッフの指導、施設訪問、文化交流を通し、各国の現状と関連する社会的・文化的背景を学ぶ。

日本と訪問国の医療事情を比較し、レポートや報告書にまとめる。

### **【教育目標】**

事前講義となる「海外保健福祉事情Ⅰ（講義）」にて得た知識と国外での活動、

経験を通し、下記について実体験を踏まえ説明できるようになることを教育目標とする。

- ① 国際医療協力活動（二国間援助、多国間援助）の特徴を説明できるようになる。
- ② JICA、政府開発援助（ODA）、二国間援助の贈与・政府貸与・技術協力・資金協力、地球規模課題対応国際科学技術協力（SATREPS）を説明できるようになる。
- ③ 研修国の医療福祉事情を説明できるようになる。
- ④ 研修国の文化・歴史・地理を説明できるようになる。
- ⑤ 国籍・職種・年齢等に関係なく、協調関係を作ることができるようになる。
- ⑥ 英語を用いて積極的にコミュニケーションができるようになる。
- ⑦ 国際人（グローバル人材）とは何か説明できるようになる。

#### **(4) 実習先の確保の状況**

現在、国際医療福祉大学と共同で、7 か国（中国、韓国、ベトナム、ミャンマー、モンゴル、シンガポール、オーストラリア）の東南アジア諸国等の大学・国立医療関係機関を中心とした14施設（12大学、2機関、2病院）と三者間（一部四者間）学術交流協定を結んでいる。

【資料 26：海外学術交流協定提携機関一覧】

【資料 27：海外機関との協定書(写)】

#### **(5) 実習先との連携体制**

姉妹校の国際医療福祉大学においても同様の海外実習を行っており、派遣先とは密かつ良好な関係を構築している。本学においても、各国の実習先と緊密かつ迅速な連絡体制が取れるよう、韓国語や中国語、英語に堪能な教職員を擁し、現地と直接連絡を行える体制をとっている。

#### **(6) 成績評価体制および単位認定方法**

単位認定者は科目担当教員とする。海外保健福祉事情Ⅱ（実習）については、引率教員が科目担当教員と異なる場合、引率教員が成績評価を行い、科目担当教員が引率教員から得た情報を集約して最終的な評価を行う。シラバスには、事後レポートの提出、および海外研修発表会でグループ毎に行う発表の内容を成績評価の対象とする旨記載し、学生へ周知することとする。

#### **(7) 授業内容**

授業内容は大きく分けて3つに分かれる。流れに沿って説明する。海外保健福祉事情

Ⅱでは、研修する国あるいは受入施設ごとに、主にグループワークで行う事前学習、約2週間の訪問、帰国後のプレゼンテーションやレポート、報告書作成を中心にした事後学修に分かれる。

事前学習は訪問国別のオリエンテーションの後、レポート作成指針（研修国に関する基本情報、宗教、文化、医療、福祉、習慣、教育など）に基づくアクティブラーニングで学生各自が調査し、グループでまとめ、パワーポイント等を活用して事前発表を行う。国際的に活躍できる医療専門職を養成するという本学のポリシーを念頭におき、常日頃から日本の基本情報、宗教、文化、医療、福祉、習慣、教育などの情報を収集・アップデートし、研修に活用できるよう備えておく。また、可能な学生は入学前からやっていた書道や、生け花、武道、家庭での仕事・神事、料理・衣服等の食生活、学校生活、遊び、習慣等々も重要な文化であることを改めて考え、研修に活用できるよう準備する。

約2週間の研修では、各国の現地プログラムに沿って医療大学、医療施設、福祉施設の見学等、実習施設での臨床体験などの研修を行う。併せて研修国現地で研修先大学や施設の関係者や学生教職員との Japan Day と称する交流会も行う。

帰国後は事後レポートである活動報告書やプレゼンテーション資料をグループワークにより作成し、研修国の概略と研修体験を報告、発表する。また、大学祭やオープンキャンパスなどのイベント時には、発表内容をポスター展示し、発表を行うこととしている。

評価は、グループワークの指導教員を兼ねた各国の引率教員がグループワークにおけるそれぞれの学生がプレゼン資料や活動報告書の作成への関与の度合いや研修国における学生の活動等を段階評価し、どの程度の知識・技術を学修してきたかを科目責任者に報告する。

学生は、学生一人一人がグループの中でプレゼン資料や活動報告書の作成への関与の度合いについて自己評価し、指導教員兼引率教員に報告する。併せて、他のグループの報告発表を段階評価し、指導教員兼引率教員に報告する。これらを通じて知識・技術の学修の程度や国際的視点について評価していく。

科目責任者は、指導教員の評価および学生の他グループへの評価と自己評価を集約し、総合的に判断して学生一人一人に対して成績を付与する。

## **(8) 新型コロナウイルス蔓延下での対応**

新型コロナウイルスの感染拡大により海外の提携校においても受入れが困難な状況となり、海外保健福祉事情Ⅱ（実習）については、海外での実習を見送ることとした。

海外実習の代替策として、従来通り学生に希望渡航先を募り、該当国に関するビデオや書籍を利用して講義を行い、該当国毎にその国の福祉事情について、該当国の保健福祉の概要や学生が何を学んだかについて、レポートを提出させ、その内容により、

単位認定を行った。

## 9. 取得可能な資格

診療放射線学科において、「所定の授業科目を修得することで取得できる資格」は、次のとおりである。

学科名	資格名称	資格の種類	取得条件
診療放射線学科	診療放射線技師	国家試験 受験資格	卒業要件を満たすこと

## 10. 入学者選抜の概要

本学は、大学および各学科のアドミッション・ポリシーに沿って学生募集および入学者選抜を実施する。

### (1) 本学の理念と教育目標について

本学は、「生命の尊厳、生命の平等」を建学の精神とし、病める人も、障害を持つ人も、健常な人も、互いを認め合って暮らせる「共に生きる社会」の実現を目指し、これを本学の基本理念とする。

この理念を実現するため、ここに5つの教育目標を掲げる。

- ① 「チーム医療・チームケア」に貢献できる専門性の高い人材を養成する。
- ② 保健・医療・福祉分野の高度化・専門化に対応できるとともに、それぞれの分野で指導者となり得る人材を養成する。
- ③ 国内はもとより国際社会でも活躍できる、総合的な臨床能力を持った人材を養成する。
- ④ 知識や技術に偏向しない、バランスのとれた豊かな人間性とコミュニケーション能力を持った人材を養成する。
- ⑤ 時代のニーズに適合し、地域医療にも貢献できる、実践力のある人材を養成する。

### (2) 入学者に求める要件（アドミッション・ポリシー）

本学は、日々進化する保健、医療、福祉の分野において、それぞれの需要に対応できる医療専門職を養成し、病める人も、障害を持つ人も、健常な人も、互いを認め合って暮らせる「共に生きる社会」の実現をめざし、それを基本理念としている。

そのため本学では、豊富なグループ関連施設などと連携し、入学初期より実習を行

うことで、「チーム医療・チームケア」の考え方やスキルを身に付ける。また、海外研修を必修とすることで、国際的な視野や多言語によるコミュニケーション能力を育むカリキュラムを導入している。

これにより、国際的に活躍できる医療専門職を養成し、また、保健・医療・福祉の分野において指導者となり得る人材を養成することで、「共に生きる社会」の実現に尽くすものである。

以下に、医療学部のアドミッション・ポリシーと、診療放射線学科のアドミッション・ポリシーを示す。

### **(3) 医療学部のアドミッション・ポリシー**

- ① 保健・医療・福祉の分野で活躍したいという目的意識が明確であり、何事にも自主的に取り組むことができる者
- ② 基本的倫理観を持つ者
- ③ 各専門知識を学び応用するために必要な基礎学力を有している者
- ④ 海外の保健・医療・福祉に興味を持つ者

### **(4) 診療放射線学科のアドミッション・ポリシー**

- ① 医療や放射線科学に興味を持ち社会に貢献したいという目的意識が明確であり、何事にも主体的に取り組む意欲をもって学習する意志のある者
- ② 基本的倫理観を持つ者
- ③ 各専門知識を学び応用するために必要な基礎学力を有している者
- ④ 海外の保健・医療・福祉、特に診療放射線分野に興味を持つ者

#### **【入学までに身に付けて欲しいこと】**

臨床の現場では、論理的な思考やコミュニケーション能力が非常に重要となる。そのため、問題の発見および解決に必要な思考力や判断力、また、自らの考えを他者に伝えるために必要な表現力などを培っておくことが望ましい。さらに、高校卒業までに学ぶ基本的な科目については教科書レベルの知識を有し、学び続ける学修習慣を身に付けていることも大切である。

また、学校行事や部活動、地域活動などへ積極的に参加し、他者と協働することのすばらしさを知り、積極性や協調性を培っておくことが望ましい。

### **(5) 入学者選抜方法の概要**

アドミッション・ポリシーに掲げる入学者を選抜するため、学校教育法に定める高等学校における教育目標の一つである一般的な教養の習得度を評価する学力試験はもとより、面接・小論文や、志願理由書・調査書等の書類審査を併せて行うこととして

いる。具体的な選抜方法として、総合型選抜、学校推薦型選抜（公募制・指定校制）、一般選抜（前期日程・後期日程）、大学入学共通テスト利用選抜、帰国生徒特別選抜、留学生特別選抜および社会人特別選抜を行うこととしており、学力の3要素である知識・技能、思考・判断・表現力等の能力、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度を多角的・総合的に評価・選抜する。

## 1) 入学者選抜方法

### ① 総合型選抜

本学を専願し、志望学科に対して高い志望動機・意欲を有し、次のいずれかの条件を満たす者について入学者の選別を行っている。

ア 高等学校において基礎学力をしっかりと身に付けていること。

イ 高等学校において勉学以外の課外活動などにも積極的に取り組んでいること。

ウ コミュニケーション能力に優れ、医療福祉の専門職を目指すにあたり適性を備えていること。また入学後も継続的に学修を続けていくことができること。

エ 本学入学への強い意志および、卒業後は医療福祉専門職として活躍する強い意志を持っていること。

評価は、書類審査、適性をみるための基礎試験と個人面接を行い、総合的に判断し選抜する。

### ② 学校推薦型選抜

学校推薦型選抜は、公募制と指定校制を行い、公募制は、書類審査、一般常識試験および個人面接により評価し、指定校制は、書類審査、小論文、個人面接により評価する。志願理由書や活動実績報告書、個人面接により本学への入学意欲や思考・判断・表現力、協働性や多様な価値観の受け入れ、高等学校等での正課および正課外活動での主体的な取り組み内容を確認するとともに、公募制では一般常識試験により高等学校における基礎的な学力を評価し、合否を判定する。

なお、一般常識試験は、英語・国語・数学・社会（時事問題を含む）の各分野の基礎的な知識を問う内容である。

以上の選抜方法により、特に豊かな人間性と高い倫理観を持ち、何事にも柔軟に取り組むことができ、また、医療・福祉の分野で活躍したいという目的意識が明確である者を選抜する。

### ③ 一般選抜

一般選抜は、書類審査、科目試験、小論文（前期日程のみ）、個人面接（後期日程のみ）により評価する。前期日程においては、英語、小論文を必須とし、数学Ⅱ・数学B、物理基礎・物理、化学基礎・化学、生物基礎・生物、物理基礎・化学基礎、

生物基礎・化学基礎から 1 科目を選択とする。多数の受験科目の中から選択した科目と小論文を合否判定に用いることにより、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価し、より多様な学生の受け入れを可能にするものである。後期日程においては、数学Ⅰ・数学Aを必須とし、面接を課す。学力の他、思考・判断・表現力、協働性や多様な価値観の受け入れについて評価し、合否を判定する。

以上の選抜方法により、特に高い基礎学力を持つ者を選抜する。

#### ④ 大学入学共通テスト利用選抜

大学入学共通テスト利用選抜は、書類審査及び大学入学共通テストの成績により評価する。英語を必須とし、国語、日本史B、世界史B、現代社会、数学Ⅰ・数学A、数学Ⅱ・数学B、物理、化学、生物、物理基礎・化学基礎、生物基礎・化学基礎、物理基礎・生物基礎の内、高得点の 2 科目を合否判定の対象とする。以上の選抜方法により、より幅広い教養と基礎学力を有する者を選抜する。

#### ⑤ 帰国生徒特別選抜

帰国生徒特別選抜は、書類審査、一般常識試験および個人面接により評価を行い、合否を判定する。特に海外の学校で学んだ経験や体験を通して得られた思考力や多様な価値観をもった学生の受け入れを主目的としている。

以上の選抜方法により、特に語学力に長け、異文化への適応力を持つという点において、海外で活躍できる資質を持つ者を選抜する。

#### ⑥ 社会人特別選抜

社会人特別選抜は、書類審査、小論文、個人面接を行い、学習意欲やこれまでの社会経験などを評価し、合否を判定する。

以上の選抜により、様々な背景と経験を持ち、何事にも柔軟に取り組むことができる者を選抜し、大学に多くの多様性をもたらすことを目的としている。

#### ⑦ 留学生特別選抜

留学生特別選抜は、書類審査、日本留学試験の成績、小論文、個人面接を行い（日本留学試験の成績については、入学試験出願時に提出できないことによって受験の機会を失うことがないよう配慮を行う）、学習意欲や、母国や国際社会に貢献したいという意志、意欲を評価し、合否を判定する。

留学生の入学資格は、学校教育法第 90 条第 1 項および同施行規則第 150 条の規定に基づくものとする。

本学は、当グループの理念に基づき、「国際性を目指した大学」を特色の一つとしており、様々な背景と経験を持ち何事にも柔軟に取り組むことができる者を入学させることで、大学に多くの多様性をもたらすことが期待される。

具体的に留学生は、日本語能力もしくは英語能力と基礎的学力が高く、かつ日本で学ぶ意欲の強い者を想定している（日本語のレベルは、日本留学試験の「日本語」220点を基準とする）。

なお、留学生の教育体制として、担任制およびアドバイザー制に加え、個々の学生に留学生アドバイザー（海外経験があり、学生指導に経験豊富な教員を中心とする）を配置し、充実した修学と生活の支援を行うこととしている。

また、円滑な学修を支援するため、「日本語Ⅰ（話す）・Ⅱ（説明する）・Ⅲ（読解・文法）・Ⅳ（総合）」（各1単位）を正課の必修科目（総合教育科目の外国語系科目として設置、留学生には韓国語・中国語の履修を求めない）として開設する。留学生へは、留学生用履修モデルを示して学修指導を行う。

#### 【資料12：履修モデル】再掲

## 2) 選抜体制

単位：人

学科名	入学定員	総合型選抜	学校推薦選抜 (公募制) (指定校制)	一般選抜 (前期日程) (後期日程)	大学入学 共通テスト 利用選抜	特別選抜 (帰国生徒) (社会人) (留学生)
診療放射線 学科	60	7	23	24 (前期) 若干名 (後期)	6	若干名

## 3) 社会人の定義

社会人特別選抜は募集定員を若干名とする。本学では社会人を以下の通り定義し、次のいずれかの条件を満たす者。

### ① 社会人

ア 高等学校または中等教育学校卒業後、保健・医療・福祉分野の施設等において、出願時点で1年以上の職務経験（パートタイム・アルバイト等は除く）を有する者

イ 大学入学資格を有し、2024年4月1日現在で満25歳以上であり、かつ、出願時点で2年以上の職務経験（パートタイム・アルバイト等は除く）を有する者

### ② 大学卒業（見込み）者

4年制大学卒業者または2024年3月卒業見込みの者、およびそれと同等の資格を有する者

③ 国家資格保持者

大学入学資格を有し、次のいずれかの国家資格を有する者

看護師、保健師、助産師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、診療放射線技師、医師、歯科医師、薬剤師、臨床検査技師、臨床工学技士、義肢装具士、管理栄養士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師

④ 特殊技能に優れた者

スポーツや芸術などの分野での特殊技能に優れた者で、大学入学資格を有する者（社会人）

#### 4) 科目等履修生等の受け入れ

科目等履修生や研究生、聴講生については学則で規定し、それぞれについて募集方法、募集の時期、出願資格、検定料等を定める。受け入れ人数はいずれの場合も特に定めない。科目等履修生や聴講生の受け入れについては、学長が許可する。

### 1.1. 教員組織の編制の考え方及び特色

#### (1) 教員配置の考え方

本学の教員採用、昇任は、「教育職員の職制及び任免に関する規程」に基づき、人格、学歴・職歴及び学術上、教育上の業績等を考慮して行われている。特に本学は医療福祉専門職の養成を行っていることから、教育経験のみならず、臨床経験が豊富な人材を積極的に採用している。

診療放射線学科においても、専門性、総合性、柔軟性、社会性、国際性、倫理性を備え、放射線学に必要な知識と技術を身に着けた専門職業人としての診療放射線技師の養成という目標に沿った教育課程の実現のために、専門科目、専門基礎科目を担当する専任教員には、豊かな人間性と専門分野における十分な教育研究業績及び臨床経験を有する教員を配置した。

専任教員は教授5名、准教授3名、講師5名、助教1名の14名を配置する。専任教員14名のうち、診療放射線技師の国家資格を有する教員9名で、教授2名、准教授2名、講師4名、助教1名という配置とした。診療放射線技師の資格を有しない教員は5名で、2名が博士(医学)で、1名が博士(工学)である。また、保有学位については、博士10名、修士3名、学士(医学)1名である。

#### (2) 研究対象学問分野、教育課程等から見た適正な教員配置

本学診療放射線学科では、ディプロマポリシー3、「基礎的および専門的な知識や技術に基づいた診療放射線技師業務を実践できるとともに常に向上心や研究心を持ち、

生涯にわたり継続して自己研鑽することができる。」カリキュラム・ポリシー3、「医学、理工学さらに放射線科学の基礎的及び専門的な知識と技術を学修し、自ら思考して判断できる能力と問題解決能力を身につけるための授業科目を開設する。」で掲げる通り、診療放射線技師を目指し、診療放射線技師として必要な医学、理工学、放射線科学の分野専門科目を教授する。その専門分野は「診療放射線技師学校養成所指定規則（昭和二十六年文部省・厚生省令第四号）」で定める専門分野および専門基礎分野の主に医師が担当する「人体の構造と機能及び疾病の成り立ち」と理工学系教員が担当する「保健医療福祉における理工学的基礎並びに放射線の科学及び技術」も加える。

#### ①診療画像技術学・臨床画像学

診療放射線学の基本領域である「診療画像技術学・臨床画像学」は学科長(教授)予定者が中心となって、診療放射線技師の教授、准教授、講師および助教(実習)が担当する。

#### ②核医学検査技術学

放射性同位元素を用いた検査である「核医学検査技術学」は診療放射線技師の准教授、講師、助教(実習)および医師の准教授が担当する。

#### ③放射線治療技術学

「放射線治療技術学」は、医師の教授、准教授、診療放射線技師の講師および助教(実習)が担当する。

#### ④医療画像情報学

「医療画像情報学」は、診療放射線技師の教授、准教授、講師が担当する。

#### ⑤放射線安全管理学

「放射線安全管理学」は、診療放射線技師の准教授と講師が担当する。

#### ⑥医療安全管理学

「医療安全管理学」は、診療放射線技師の准教授が担当する。

#### ⑦実践臨床画像学

「実践臨床画像学」は、診療放射線技師の学科長(教授)予定者が担当する。

#### ⑧人体の構造と機能及び疾病の成り立ち(専門基礎科目含む)

「人体の構造と機能及び疾病の成り立ち」は、医師である教授が担当する。

⑨保健医療福祉における理工学的基礎並びに放射線の科学及び技術

「保健医療福祉における理工学的基礎並びに放射線の科学及び技術」は、理工学専門の教授と医師、放射線技師の准教授、講師が担当する。

どの領域についても、教員名簿に記載のとおり、主要科目は全て教授予定者および准教授予定者でカバーされている。

以上のとおり、教育課程、各科目の授業内容と各教員の専門分野、教育研究業績、臨床経験等との整合性に配慮し、適切な教員配置としている。

### **(3) 教員組織の年齢構成及び定年の取扱い**

教員の年齢構成は、専門科目を担当する診療放射線技師の国家資格を有する専任教員 14 名については、完成年度において、30 歳台が 4 名、40 歳台が 1 名、50 歳台が 2 名、60～64 歳が 2 名、65～70 歳が 5 名となっている。

本学医療学部診療放射線学科の教員組織編制にあたっては、立ち上げ時には国立大学等で豊富な経験を積んだ人材を中心に学科を運営し、完成年度後には積極的に若手に切り替えていくことを意図している。優れた教育・研究・診療等の業績を有し、その運営において経験豊富な教員から 40 歳代以下の若手に教育・研究・臨床への取り組みや学科運営等のノウハウを継承していくことが重要であると考えた。

本学の教育職員の職制及び任免については「教育職員の職制及び任免に関する規程」及び「教員定年規定」に定めており、本学校法人「教職員定年規程」第 4 条で、「定年時において心身健全であり、かつ代替者を見出し難き者については、定年を延長するか嘱託として引き続き勤務させることがある。」という規定に基づき、任用することとしている。

一方、教育研究の継続性や活性化等を踏まえれば、今後、年齢的なバランスを考慮していく必要がある。退職者等の後任補充にあたっては、本学は国際医療福祉大学・高邦会グループに属しており、グループ内の大学だけではなく医療機関や福祉施設、専門学校と定期的に連絡を取り合い、活発な人的交流を行っている。また、グループ外の近隣の大学や医局、医療機関とも緊密に連絡を取り合い、必要かつ最適な人材を計画的に採用することとしている。

なお、診療放射線学科が完成年度を迎えるタイミングで、若手教員の昇格や採用公募を行う際は、教育経験と 5 年以上の臨床経験があり、学部教育とともに将来的に大学院を担当できる水準の研究実績のある人材を厳選登用する。また、採用公募の時期は完成年度を迎える令和 10 年 4 月から逆算し、令和 8 年度には JREC-in Portal や本学 web サイトで公募情報を発信する予定である。

以上の方針に則って、認可後は若手や中堅教員を採用するなど年齢構成の適正化に

努め、教育研究水準の維持向上と継続性、及び教育研究の活性化を図る。

加えて、本学の教員組織の将来構想について説明する。

現在の教員組織は相当程度において、考えうる最強の陣容であるが、教育・研究、診療・社会・国際貢献等の、本学の目的・使命を鑑みて、恒常的に適切な教員組織を構築する必要があると考えている。

このため、

①姉妹校である国際医療福祉大学を含めたグループ内においては、本学が担う学問分野の動向や関連する政策、特に医療・福祉等に関する最新情報を常に得る体制を擁するとともに、文部、厚労省関係の審議会やその政策動向を注視しており、

②その為に必要な教職員の確保については、常に最適の人を確保できるよう、現在の教員の出身母体である、大学・医療機関の講座・診療科、教員、医師、医療技術職員等と綿密な連携をもち、各学部、学科等に必要な教職員の確保や研究、教育、診療の最先端の動向に関する意見・情報交換を綿密に行っているところである。

このようなグループ全体の方針の下、持続可能な教育体制を構築し続けることは可能と考えており、必要な学問分野、教員の定年や健康状態等も勘案し、必要な後任補充等については最善を尽くしている。

【資料 28 「福岡国際医療福祉大学教育職員の任期に関する規程」】

【資料 29 「福岡国際医療福祉大学教員定年規程」】

完成年次における教員の年齢構成

単位:人

職 位	学 位	30～ 39 歳	40～ 49 歳	50～ 59 歳	60～ 64 歳	65～ 69 歳	70 歳 以上	合 計
教 授	博 士	—	—	—	2	3	—	5
	修 士	—	—	—	—	—	—	—
	学 士	—	—	—	—	—	—	—
准教授	博 士	—	—	—	—	2	—	2
	修 士	—	—	—	—	—	—	—
	学 士	—	—	1	—	—	—	1
講 師	博 士	3	—	—	—	—	—	3
	修 士	—	1	1	—	—	—	2
	学 士	—	—	—	—	—	—	—
助 教	博 士	—	—	—	—	—	—	—
	修 士	1	—	—	—	—	—	1
	学 士	—	—	—	—	—	—	—
合 計	博 士	3	—	—	2	5	—	10
	修 士	1	1	1	—	—	—	3
	学 士	—	—	1	—	—	—	1

## 1.2. 施設、設備等の整備計画

### (1) 校地、運動場の整備計画

#### 1) キャンパス及び周辺環境

現在の大学の校地及び校舎は、本学の前身である福岡国際医療福祉学院を2008年4月に「シーサイドももち」地区に新築移転した際の校地および校舎を一部改修し、2019年の本学開設から本学の医療学部の校地、校舎として使用している。

その後、2021年に、国際医療福祉大学福岡看護学部を本学看護学部として設置者を変更し、医療学部理学療法学科、作業療法学科、視能訓練学科、言語聴覚専攻科及び看護学部看護学科での体制を整えたことから、医療学部校舎を本館、看護学部校舎を1号館、2号館として整備した。なお、本館、1号館については土地・建物は自己所有、2号館については30年の長期賃貸契約を結んで賃借している。

「シーサイドももち」地区は、博多湾に面し、福岡タワー、福岡PayPayドーム、福岡市博物館、福岡市総合図書館、西南学院大学、テレビ局(TNC, RKB)、九州医療センター、大型商業施設(マークイズ福岡ももち)などの施設が集積するウォーターフロント地区である。その地区内の約23,000㎡の敷地に、大学(本学)、病院(福岡山王病院)、そして福祉施設(総合ケアセンターももち)の3つの機能を擁する施設を設置し、「教育」「医療」「福祉」が一体となった教育環境を実現した。

校地面積は下記のとおり、設置基準による必要校地面積(12,800㎡)を十分に上回っている。

#### 【必要校地面積】

収容定員 1,280人 × 10㎡ = 12,800㎡

#### 【校地面積】

本館校地面積 11,558㎡ + 1号館校地面積 1,400.54㎡ + 2号館校地面積 9,735㎡ + Mタワー校地面積 174.25㎡ = 22,867.79㎡

【資料30：福岡県におけるキャンパスの位置】

【資料31：当該施設および当該施設近郊の現況について】

【資料32：校地・校舎の配置及び状況】

#### 2) 校地および運動場

病院等を含めた全体敷地約23,000㎡のうち、本館の校地面積は約半分の11,558㎡を占め、またその約半分の約6,369.50㎡は広場およびテニスコート(運動場)などの空地が占めている。その他にもバスケットボールの公式試合も可能な総面積1,000㎡を超える体育館(講堂兼用)も備えており、学生は「シーサイドももち」地

区の恵まれた環境の中で、豊かで充実したキャンパスライフを送る環境を整えている。また、地区内に百道浜中央公園があり、公園内にはナイター照明も完備した福岡市が運営する 11,781 m<sup>2</sup>のグラウンドがあり、安価な施設使用料で利用が可能である。

【空地の状況】

用 途	面 積	仕 様
正面玄関前広場	4,027.19 m <sup>2</sup>	芝生 (一部インターロッキング)
裏口前広場	830.63 m <sup>2</sup>	インターロッキング
図書館前広場	549.25 m <sup>2</sup>	芝生
学生食堂前広場	216.72 m <sup>2</sup>	インターロッキング
テニスコート(運動場)	745.71 m <sup>2</sup>	テニススコート・フットサル兼用
計	6,369.50 m <sup>2</sup>	

【資料 33：校地における空地および運動場の配置(概略面積)】

【資料 34：百道浜中央公園内市営グラウンド】

**(2) 校舎等施設の整備計画**

1) 整備計画の基本的な考え方

2号館1階、2階、3階、4階及び7階を診療放射線学科専用の校舎として整備をする。1階はX線撮影を中心とした実習室、2階は放射線治療実習室、画像情報学習室等の各種実習室、3階は各学年の教室、7階は研究室として整備をする。

2) 校舎別の各階の主な使用状況

① 校舎面積

本館は校舎棟、図書館・大講義室棟、体育館棟の3棟で構成されている。本館の他に1号館、2号館があり、その合計面積は、必要校舎面積を大きく上回っている。

【設置基準上の必要校舎面積】

① 基準校舎面積

医療学部収容定員(880人-800人) × 3,140 ÷ 400人 + 8,925 m<sup>2</sup> = **9,553 m<sup>2</sup>**

② 加算校舎面積

看護学部収容定員(400人) **3,140 m<sup>2</sup>**

① + ② = **12,693 m<sup>2</sup>**

【設置基準上の校舎面積】

① 本館：校舎棟 + 図書館・大講義室棟 + 体育館棟(校舎部分) = **10,975.82 m<sup>2</sup>**

② 1号館：**5,827.40 m<sup>2</sup>**      ③ 2号館：**6,625.08 m<sup>2</sup>**      ④ Mタワー：**845.23 m<sup>2</sup>**

① + ② + ③ + ④ = **24,273.53 m<sup>2</sup>**

校舎ごとの主要用途、使用形態、面積は以下の通り。

【本館校舎棟】

階	主 要 用 途	使用形態	面 積
1階	事務室×4、学長室、副学長室、学部長室、応接室、会議室×2、 <u>合同研究室</u> 、非常勤講師室、保健休憩室×2、面談室×5、学生ホールほか	既設	1,492.13 m <sup>2</sup>
2階	陶工室(OT)、絵画室(OT)、織物・手工芸室(OT)、80人教室×3、40人教室×2、ロッカー室×2ほか	既設	1,404.33 m <sup>2</sup>
3階	基礎医学実習室(PT・OT・ORT)、共同実験室×2、準備・標本室(PT・OT・ORT)、備品庫(PT・OT・ORT)、器具庫(OT)、レクレーション室(OT)、ロッカー室×2ほか	既設	1,296.71 m <sup>2</sup>
4階	動作解析室(PT)、機能訓練室(PT)、治療室(PT)、水浴室(PT)、金工室(OT)、木工室(OT)、装具加工室(PT・OT)、備品庫(PT・OT各1)、50人教室×2ほか	既設	1,296.71 m <sup>2</sup>
5階	検査室(ST)、観察室(ST)、訓練室(ST)、教材作成室(ST)、防音室×3(ST)、ST基礎実習室(ST)、備品庫(ST)、50人教室×2、40人教室、60人教室、日常動作解析室ほか	既設	1,296.71 m <sup>2</sup>
6階	眼科実習室(ORT)、視能訓練実習室(ORT)、暗室×3(ORT)、シールドルーム(ORT)、備品庫(ORT)、50人教室×4、情報処理室(全科共有)、ロッカー室×2ほか	既設	1,296.71 m <sup>2</sup>
7階	研究室×24、 <u>合同研究室</u> ×3、セミナー室×4、ラウンジ・印刷室、事務室、保管庫、暗室、サーバー室、教材画像情報処理室ほか	既設	1,296.71 m <sup>2</sup>

計 9,380.01 m<sup>2</sup>

【図書館・大講義室棟】

階	主 要 用 途	使用形態	面 積
1階	学生ラウンジ、図書室、図書準備室、ホールほか	既設	556.79 m <sup>2</sup>
2階	IT大講義室、ホワイエ、調整室、通訳室、機械室ほか	既設	577.70 m <sup>2</sup>

計 1,134.49 m<sup>2</sup>

【福祉・体育館棟】

階	主 要 用 途	使用形態	面 積
1階	学生食堂、厨房、風除室、廊下ほか	既設	461.32 m <sup>2</sup>

計 461.32 m<sup>2</sup>

本館 計 10,975.82 m<sup>2</sup>

<体育館(2階・3階)>

2階	体育館、ステージ、控室、エントランスホール、機械室ほか	既設	1,093.27 m <sup>2</sup>
3階	更衣室、脱衣室、シャワー室	既設	152.10 m <sup>2</sup>

(校舎基準外 計 1,245.37 m<sup>2</sup>)

【1号館】

階	主要用途	使用形態	面積
1階	事務室×2、学生窓口、相談室、保健室、入試準備室、金庫室、印刷室、講師控室、給湯室ほか(外部賃貸 188.00 m <sup>2</sup> あり)	既設	513.44 m <sup>2</sup> (登記 688.65 m <sup>2</sup> )
2階	学生ラウンジ×2ほか	既設	456.49 m <sup>2</sup>
W棟	学生ラウンジ、女子更衣室(外部賃借)	既設(賃借)	304.80 m <sup>2</sup>
3階	講義室×2、男子更衣室、就職情報閲覧室ほか	既設	650.05 m <sup>2</sup>
4階	大講義室×1、看護実習室(多目的)、倉庫、学生室×2ほか	既設	649.76 m <sup>2</sup>
5階	情報処理室、小講義室、サーバー室、学生室×2ほか	既設	649.76 m <sup>2</sup>
6階	看護実習室(生活支援)、倉庫、洗濯室ほか	既設	649.76 m <sup>2</sup>
7階	図書館、倉庫ほか	既設	649.76 m <sup>2</sup>
8階	看護実習室(療養・広域支援)、実習用モデルルーム、演習室×7、倉庫×2ほか	既設	649.76 m <sup>2</sup>
9階	実習室×2、演習室×6ほか	既設	653.82 m <sup>2</sup>

計 5,827.40 m<sup>2</sup>

【2号館】(借用)

階	主要用途	使用形態	面積
1階	X線撮影室×5、X線操作室、放射線画像処理室ほか	改修	829.92 m <sup>2</sup>
2階	放射線治療実習室、核医学実習室、医用画像実習室×2、画像情報学実習室ほか	改修	827.88 m <sup>2</sup>
3階	講義室×4ほか	改修	827.88 m <sup>2</sup>
4階	理工学実験実習室兼基礎科学実験実習室、ゼミ室、ロッカー室ほか	改修	827.88 m <sup>2</sup>
5階	大講義室、講義室、学生室×3ほか	既設	827.88 m <sup>2</sup>
6階	研究室×9、講師室×5、 <u>合同研究室</u> 、小会議室、面談室、演習室×2ほか	既設	827.88 m <sup>2</sup>
7階	研究室×10、 <u>合同研究室</u> 、大会議室、面談室×2、演習室ほか	既設	827.88 m <sup>2</sup>
9階	学生ラウンジほか	既設	827.88 m <sup>2</sup>

計 6,625.08 m<sup>2</sup>

【Mタワー 研究室】(借用)

階	主 要 用 途	使用形態	面 積
8階	合同研究室、学生指導室、会議室ほか	新設	716.10 m <sup>2</sup>
11階	会議室	新設	129.13 m <sup>2</sup>

計 845.23 m<sup>2</sup>

合計 24,273.53 m<sup>2</sup>

3) 使用目的別の整備

① 医療学部 講義室 本館・2号館 医療学部収容定員 880人

学科・専攻科	収容定員	40人 教室	50人 教室	60人 教室	75人 教室	80人 教室	120人 教室	収容人数
理学療法学科	160人		2室					100人
作業療法学科	160人		2室					100人
2学科共通						2室		160人
視能訓練学科	160人		4室					200人
3学科共通		1室				1室	1室	240人
言語聴覚学科	160人	3室		1室				180人
診療放射線学科	240人				4室			300人
大講義室 300人								300人
小 計	880人	4室	8室	1室	4室	3室	1室	1,580人
							総室数	22室

※大講義室含む

本件後の福岡国際医療福祉大学医療学部の収容定員は880人であり、これに対し教室全体の収容人数は1,580人で、収容定員対比では約2倍の収容人数があり、十分な収容能力を有しており、教室の配置に問題はないと考える。

収容人数の収容定員対比 収容人数 1,580人 ÷ 収容定員 880人 = 1.8倍

【資料 35 : 診療放射線学科時間割】

【講義室の特徴】

◎大講義室 4カ国語が同時通訳対応可能な300席の大講義室は全席にマイクを設置し、発言者の様子をホール内の大型モニターに映し出す双方向カメラシステムなど最新鋭の設備を備えている。

◎講義室 講義室として、120人、80人、75人、60人、50人、40人収容の教室をそれぞれ用意し、科目や履修生の数に応じ、柔軟に使い分けられるようにしている。

② 看護学部 講義室 1号館・2号館 看護学部収容定員 400人

	1号館		2号館		合 計	
大講義室			1室	150人	1室	150人
中講義室 1	3室	120人			3室	360人
中講義室 2			1室	72人	1室	72人
					5室	582人

本件後の福岡国際医療福祉大学看護学部の収容定員は400人であり、これに対し教室全体の収容人数は582人で、収容定員対比では約1.5倍の収容人数があり、十分な収容能力を有している。

収容人数の収容定員対比 収容人数 582 人 ÷ 収容定員 400 人 = 1.46 倍

③ 演習室・実験実習室・情報処理室・語学学習施設

※2

学科・専攻科	演習室	実験実習室	情報処理室	語学学習施設
理学療法学科		4室		
作業療法学科	4室	6室		
視能訓練学科		6室	1室	共用(1室)
言語聴覚学科		8室		
診療放射線学科	4室	12室		
学科共通		1室		
共同実験室		2室		
<b>医療学部小計</b>	※1 8室	39室	1室	共用(1室)
看護学部	13室	6室	2室	共用(1室)
<b>大学合計</b>	21室	45室	3室	共用(2室)

※1 演習室(セミナー室)4室。実験実習室付属の備品庫・器具庫は含まない。

※2 語学学習施設は情報処理室を共用(コール教室)で使用。

『演習室および実験実習室の特徴』

◎演習室

医療学部においては、ゼミ単位で演習が可能な20人程度は十分収容できる比較的大きめのセミナー室4室(1室40㎡内外)が設置されている。

看護学部においては、18㎡から26㎡の演習室が13室設置されており、これを医療学部とも共用しながら、大学共通の演習室として活用する。

◎実験実習室

医療学部については、全体で39室、うち36室は各学科の専用教室で、別途全学科共通の大学教員の研究および実験の場として共同実験室を2室確保している。

看護学部については生活支援、療養・広域支援、次世代育成支援及び多目的実習室を配置している。

◎情報処理室(語学学習施設)

医療学部、看護学部各々に情報処理室を確保している。いずれもコール教室としての対応が可能であり、語学学習施設としての機能を有している。

④ 研究室等

＜医療学部研究室 個室36室 合同研究室2室(32席) 教材画像情報処理室1室＞

医療学部教員研究室は本館 1 階に学長室、副学長室の個室 2 室及び各科の講師・助教等を対象とした合同研究室(14 席)を配置し、本館 7 階には、個人研究室 24 室、合同研究室(10 席)及び学生の自学自習や反転授業を後押しするため、教員が学生の教材を作成するための教材画像情報処理室を配置している。

診療放射線学科の教員研究室として 2 号館 7 階に個人研究室 10 室、合同研究室(8 席)を配置する。

### 《看護学部研究室 個室 16 室 合同研究室 2 室(12 席)》

看護学部研究室は、2 号館 6 階に個人研究室が 16 室と合同研究室(3 席)配置する。また M タワーの 8 階に合同研究室(9 席)を配置する。

以上により収容可能教員数は個室 52 室及び合同研究室席数 44 人の 96 人となる。また、研究室と同じフロアの近い場所に学生指導室及び面談室を配置している。

### 【資料 36：校舎の図面】

## (3) 図書整備計画

### 1) 図書館施設

図書館は、本館図書館と 1 号館図書館の 2 つを配置している。どちらも、医療・リハビリテーション・看護の分野における各種専門書を取り揃えており、利用者が学習や研究に集中して取り組めるよう書架の配置をはじめ、掲示や案内を工夫することで図書館の環境整備に努めている。

また、実習中の貸出期間の延長など、学生のニーズに細やかに対応している。

#### 【図書館の概要】

令和 5 年 1 月末現在

	面積	閲覧席数	図書	学術雑誌	視聴覚資料	電子ジャーナル
本館図書館	297.71 m <sup>2</sup>	114 席	15,636 冊	195 種	1,181 点	5,433 種
1 号館図書館	482.90 m <sup>2</sup>	162 席	12,931 冊	108 種	841 点	
計	780.61 m <sup>2</sup>	276 席	28,567 冊	303 種	2,022 点	5,433 種

- ・蔵書検索のための端末は本館に 3 台、1 号館に 2 台を設置。
- ・図書館システムと蔵書検索システムを導入し、蔵書の管理や公開を行なっている。
- ・他機関との相互利用により、迅速な資料提供を行う体制を整えている。

### 2) 図書等の資料の整備計画

一般教養図書、基礎医学図書は、本館及び 1 号館にある図書館蔵書で充足されており、診療放射線学科専門図書として新たに図書、視聴覚資料を約 1,100 冊、専門の学

術雑誌については13種類整備する予定である。

また、本館から徒歩3分にある福岡市総合図書館(蔵書数1,282千点・全国8位)も有効に活用することができる。

#### **(4) その他設備・備品の整備計画**

機械器具等の整備については、X線コンピューター断層撮影装置等の各種X線装置をはじめ診療放射線学科に教育上必要となる機械器具等を新規に整備する。標本模型については本学が所有している3D解剖教育システムをはじめ、既存のものを活用しつつ不足分について整備をする。

	新規購入予定機械器具	
診療放射線学科	65種	350点
(うち標本模型)	(1種)	(1点)

【資料37：教育上必要な機械器具一覧表（新規購入・整備予定）】

本館に隣接し、実習施設として予定しているグループ病院の福岡山王病院には、リニアック、320列マルチスライスCT、3.0テスラMRI、PET-CT、64列マルチスライスCT、アンジオシステム、IVR-CT、SPECT-CT、3Dマンモグラフィなどの高度放射線機器を備えており、実習の際には先端放射線機器についても学ぶことができる。

【資料38：グループ病院：福岡山王病院の高度放射線機器】

### **1.3. 管理運営**

学校教育法第93条、学校教育法施行規則第143条の規定に基づき、本学では教員面における管理運営の体制を以下のとおり構築している。

#### **(1) 管理運営委員会**

本学では、学則第13条に基づき、本学の管理運営に関する重要事項を審議し、理事会との連絡調整を図るため、管理運営委員会を設置している。管理運営委員会は、毎月定例開催としており、学長、副学長、学部長、事務局長、学長が指名した副学部長、学科長、理事長が指名した常任理事及び理事をもって構成する。診療放射線学科開設に伴い、診療放射線学科長を新たに委員として加える予定である。管理運営委員会の審議事項は、以下のとおりである。

- ① 学則その他の重要な規則の制定、改廃に関する事項
- ② 学部・学科の重要な組織の設置及び廃止に関する事項
- ③ 本学の重要な施設の設置及び廃止に関する事項

- ④ 学生の身分及びその厚生補導に関する重要事項
- ⑤ その他、本学の運営に関する重要事項

## **(2) 教授会**

教授会は、学則第 15 条に基づき、学長、副学長、学部長、副学部長、学科長及び学部の専任教授をもって構成する。学長は、教授会を招集し、その議長となり、学長が議長をつとめることができない場合は、学長が指名した者がこれに代わるものとする。

教授会は、次に掲げる事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- 1) 学則第 15 条第 4 項第 3 号に定めるところにより、学長が教授会の意見を聴くことが必要な事項
  - ① 教育課程の編成に関する事項
  - ② 教員の教育研究業績の審査に関する事項
  
- 2) 学則第 15 条第 5 項に定めるところにより、教授会が審議し、学長の求めにより意見を述べるができる事項
  - ① 入学判定に関する事項
  - ② 学生の試験、評価及び単位の認定に関する事項
  - ③ 学生の表彰に関する事項
  - ④ 学生の厚生補導に関する事項

## **(3) 学部長・学科長会議**

本学では、学則第 14 条に基づき、各学科間の連絡調整を図り、本学の教学について、円滑な運営を図ることを目的として、学部長・学科長会議を設置している。学部長・学科長会議は、学長、副学長、学部長、副学部長、学科長、副学科長、その他学長が指名した者をもって構成し、会議の委員に事務局長を加えることができる。

## **(4) 学科会議**

本学では、学則第 16 条に基づき、学科内の教学に関する事項について、連絡調整及び協議するため、学科に学科会を設置している。学科会は、学科の専任教員をもって構成する。

## **(5) 各種委員会**

本学では、学則第 17 条に基づき、学長の下に各種委員会を設置している。各種

委員会は、大学の基本理念の実現に向け、全学的な視点に立った機動的な大学運営を遂行できる運営組織として確立している。機動的かつ効率的な意思決定が可能となる大学運営の実現に資するため、学長の指示の下、教育研究及び大学運営に関する重要事項について審議し、施策案をとりまとめ、施策案の策定に当たっては、学内の意見を適切に汲み上げて、円滑な合意形成を図るものとする。

- ① 自己点検・評価委員会
- ② 大学質保証推進委員会
- ③ 人事委員会
- ④ F D・S D推進委員会
- ⑤ ハラスメント防止委員会
- ⑥ 危機管理委員会
- ⑦ 衛生委員会
- ⑧ 設備・機器整備検討委員会
- ⑨ 情報委員会
- ⑩ 教務委員会
- ⑪ 臨地実習委員会
- ⑫ 国家試験等対策委員会
- ⑬ 学生委員会
- ⑭ 奨学金委員会
- ⑮ 学生募集委員会
- ⑯ 入学試験委員会
- ⑰ 研究・産学連携推進委員会
- ⑱ 研究倫理審査委員会
- ⑲ 利益相反管理委員会
- ⑳ 図書委員会
- ㉑ 教育研究戦略会議

## **1.4. 自己点検・評価**

### **(1) 自己点検・評価への対応**

#### **1) 実施方針**

本学は、学校教育法第 109 条の規定に基づき、学則第 2 条及び点検評価規程第 2 条において「大学の基本理念及び目標を実現するため、本学における教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（以下「教育研究活動等」という。）の現状を的確に把握し、本学の諸機能を活性化させ、教育研究水準等の一層の向上を図ることを目的

として、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する」ことを定めている。

(参考) 福岡国際医療福祉大学学則

<https://fiuhw.takagigakuen.ac.jp/manager/wp-content/uploads/2022/09/school-rules.pdf>

また、本学の中長期ビジョンである「中期目標・中期計画（2020-2024）」において、その達成に向けた基本方針の一つとして「円滑な組織運営に向けた社会的信頼を維持するため、組織体制や運営のしくみを常に点検・改善し、自ら改革ができ、透明性が確保された組織マネジメントを実現する」ことを掲げるとともに、具体的な行動計画として、自己点検・評価結果を活用し大学運営の改善につなげる「内部質保証」の推進を実現するための組織体制・機能・取組等について明示している。

(参考) 福岡国際医療福祉大学中期目標・中期計画（2020-2024）

<https://fiuhw.takagigakuen.ac.jp/manager/wp-content/uploads/2021/09/mid-planning-2020-2024.pdf?20210827>

## 2) 実施体制

本学における教育研究活動等に係る点検・評価は、「点検評価規程」第7条に基づき設置される「自己点検・評価委員会」（以下「評価委員会」という。）を中心として、関係部局等との連携調整を図りながら実施されている。

評価委員会のミッションは、自己点検・評価に係る「基本方針・評価項目の策定、組織・体制の整備、実施、報告書の作成と公表、外部評価・第三者評価・認証評価への対応等」である。

評価委員会は、学長を筆頭に、副学長、学部長、副学部長、学科長、副学科長、専攻科長等、大学運営に責任を持つ役職者により構成され、原則毎月定例開催されている。

## 3) 実施方法及び評価項目

本学における自己点検・評価（毎年度実施）は、大きく二つのカテゴリーに区分される。

一つは、学校教育法第109条第1項の規定に基づく自己点検・評価である。

この点検・評価は、各学科、専攻科、各種委員会等（以下「部局等」という。）における教育研究活動等を対象とし、部局等ごとに当該年度の点検・評価を実施し、評価委員会において部局等が実施した点検・評価の結果を全学的視点に立って検証する仕組みになっている。

また、評価項目は、「当該年度の教育・研究、学生支援、FD、国際、公開講座等」と多岐にわたり、評価の結果を踏まえた今後の課題を可視化し、翌年度の活動に反映する仕組みとなっている。

二つ目は、学校教育法第 109 条第 2 項の規定に基づく認証評価を受審するための点検・評価である。

本学は、現在開設 4 年目（学年進行中）であり、2025 年度に最初の認証評価を受審する予定である（認証評価への対応については後述）。

本学の中期目標・中期計画は、私立学校法第 45 条の 2 第 3 項において「中期的な計画の作成に当たっては、認証評価の結果を踏まえて作成しなければならない」とされていることを踏まえ、当初より、その達成項目は認証評価の評価項目に一致させることにより両者の整合性が図られるよう設計している。

現在、中期目標・中期計画（209 項目）の確実な達成に向け、達成時期や実施主体を明確にした「年次計画」を策定した上で、年 2 回（前半期、後半期）、評価委員会において、各実施主体からの点検・評価結果の報告を受け、進捗状況の確認・検証を実施しているところである。

#### 4) 評価結果の公表

学校教育法第 109 条第 1 項の規定に基づく自己点検・評価の結果については、毎年度、「自己点検・評価報告書」として、本学WEBサイトを通じ社会に対し広く公表している。

また、合わせて、本学の教育研究活動等に関する現状を整理・集約した資料集「ザ・フクオカ」を公表している。

(参考)

福岡国際医療福祉大学自己点検・評価報告書（2020 年度）

[https://fiuhw.takagigakuen.ac.jp/manager/wp-content/uploads/2021/10/report\\_2020.pdf](https://fiuhw.takagigakuen.ac.jp/manager/wp-content/uploads/2021/10/report_2020.pdf)

福岡国際医療福祉大学自己点検・評価資料「ザ・フクオカ」（2020 年度）

[https://fiuhw.takagigakuen.ac.jp/manager/wp-content/uploads/2021/10/fiuhw\\_self\\_inspection\\_2020.pdf](https://fiuhw.takagigakuen.ac.jp/manager/wp-content/uploads/2021/10/fiuhw_self_inspection_2020.pdf)

#### 5) 評価結果の活用（内部質保証の推進）

本学では、教育・研究等が適切な水準にあることを自らの責任において保証すること（内部質保証）の重要性に鑑み、「内部質保証の推進に関する基本方針」を策定し、内部質保証の推進体制を構築している。

具体的には、本学における内部質保証の推進に責任を負う組織として「大学質保証推進委員会」（以下「質保証委員会」という。）を設置し、上記基本方針に基づき、「自己点検・評価結果の検証、改善事項の監視及び改善結果の公表等」を推進している。

質保証委員会は、学長を筆頭に、本学運営に責任を持つ役職者で構成され、「内部質

保証の推進に資する方針・手続きの策定、体制整備、機能向上等」をそのミッションとしている。

活動の特長は、評価委員会が作成した自己点検・評価報告書の内容を、I R推進室や事務部門の支援を受けながら検証し、必要な改善事項を学長に意見具申するとともに、質保証委員会自身が関係部局等に対し期限を付して改善及び改善結果の報告を求め、そして報告を受けた改善結果の検証を行うことである。これら一連の取り組み（P D C Aサイクル）により、本学における教育研究活動等の組織的・継続的な改善を推進していくこととしている。

今後は、内部質保証システムが適切に機能しているかどうかについて検証するための「外部評価」を実施するなど実質化を図っていく予定である。

(参考)

福岡国際医療福祉大学における内部質保証の推進に関する基本方針

<https://fiuhw.takagigakuen.ac.jp/manager/wp-content/uploads/2021/09/internal-plan.pdf>

福岡国際医療福祉大学における内部質保証推進体制図

<https://fiuhw.takagigakuen.ac.jp/manager/wp-content/uploads/2021/09/internal-system.pdf>

## **(2) 認証評価への対応**

本学は、2025年度に最初の認証評価（日本高等教育評価機構）を受審する予定であり、既に、受審に向けた体制・仕組みづくり、評価対応人材の育成等に努めている。

まず、体制については、学長を委員長とする評価委員会の下に「認証評価対策チーム」（以下「チーム」という。）を設置している。

チームは、認証評価に特化した事項を担当し、具体的には、「認証評価に係る方針の策定、必要な資料・データの収集・分析、自己点検・評価書・エビデンス集の作成、実地調査への対応、関連情報の収集及び教職員の教育・訓練等」が主なミッションである。チームは、執筆力・データ分析力・チームワーク等を重視し、副学長を筆頭に、教務・学生関係委員会の長のほか、中長期的継続性及び人材育成の観点から若手教員を起用している。

認証評価の受審に当たって必要となる各種データ等（特にエビデンス）については、毎年度収集・集積しておくこととし、評価委員会とI R推進室との連携の下に進めていくこととしている。

また、評価対応の人材育成として、認証評価に関する知識・ノウハウ等を得るための研修を先進校の評価員経験者を招へいし全学的F D・S Dに位置づけ複数回開催するとともに、評価経験を習得する機会を得るため、認証評価機関（日本高等教育評価機構）が募集する評価員にも応募しているところである。

## **15. 情報の公表**

### **(1) 公表の方針**

本学は、学校教育法第113条の規定に基づき、「学則」第3条において「教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を公開する」ことを定めるとともに、学校教育法施行規則第172条の2の規定に基づき、後述する各種の教育研究活動等の状況を公表している。

(参考) 福岡国際医療福祉大学学則

<https://fiuhw.takagigakuen.ac.jp/manager/wp-content/uploads/2022/09/school-rules.pdf>

また、本学の「中期目標・中期計画（2020-2024）」において、情報の公表に係る16項目の計画を設定し、実施時期及び実施主体を明確化した上で、達成に向けた取り組みを積極的に進めている。

(参考) 福岡国際医療福祉大学中期目標・中期計画（2020-2024）

<https://fiuhw.takagigakuen.ac.jp/manager/wp-content/uploads/2021/09/mid-planning-2020-2024.pdf?20210827>

### **(2) 公表体制及び公表方法**

本学における教育研究活動等に係る情報の公表は、学長のイニシアティブの下、「広報室」（室長：副学長）が中心となり、事務部門（入試・広報課）との連携協力により推進している。

広報室のミッションは、「広報戦略の基本方針案の策定、広報活動の企画・実施、機関誌等発行のための情報収集及び編集活動等」である。

情報の公表は、主に本学のWEBサイトを通じ実施しているが、大学案内パンフレット等の刊行物、ソーシャルネットワーク（SNS）、公開講座及びオープンキャンパス等各種イベントを活用した公表も合わせて実施している。

### **(3) 公表内容**

本学において公表している情報は、主に以下のとおりである。

#### **1) 学校教育法第109条の規定に基づく情報**

##### **① 自己点検・評価報告書**

トップ>大学案内>情報の公表>自己点検・評価に関する情報>自己点検・評価

<https://fiuhw.takagigakuen.ac.jp/about/information/>

#### **2) 学校教育法施行規則第172条の2の規定に基づく情報**

##### **① 大学の教育研究上の目的に関すること**

トップ>大学案内>情報の公表>教育研究活動等の状況に関する情報>教育研究上

の目的（学則、3つのポリシーを含む）

<https://fiuhw.takagigakuen.ac.jp/about/information/>

② 教育研究上の基本組織に関すること

トップ>大学案内>情報の公表>教育研究活動等の状況に関する情報>教育研究上の基本組織

<https://fiuhw.takagigakuen.ac.jp/about/information/>

③ 教員組織，教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

トップ>大学案内>情報の公表>教育研究活動等の状況に関する情報>教員組織、教員数、教員の学位・業績

<https://fiuhw.takagigakuen.ac.jp/about/information/>

④ 入学者に関する受入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

トップ>大学案内>情報の公表>教育研究活動等の状況に関する情報>入学者数、在学生数、卒業生数、進学・就職状況

<https://fiuhw.takagigakuen.ac.jp/about/information/>

⑤ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

トップ>大学案内>情報の公表>教育研究活動等の状況に関する情報>授業科目、授業内容、年間授業計画

<https://fiuhw.takagigakuen.ac.jp/about/information/>

⑥ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

トップ>大学案内>情報の公表>教育研究活動等の状況に関する情報>成績評価、進級・卒業（修了）の認定基準、取得可能な学位

<https://fiuhw.takagigakuen.ac.jp/about/information/>

⑦ 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

トップ>大学案内>情報の公表>教育研究活動等の状況に関する情報>校地・校舎等の施設及び設備

<https://fiuhw.takagigakuen.ac.jp/about/information/>

⑧ 授業料，入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

トップ>大学案内>情報の公表>教育研究活動等の状況に関する情報>大学が徴収する費用

<https://fiuhw.takagigakuen.ac.jp/about/information/>

⑨ 大学が行う学生の修学，進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

トップ>大学案内>情報の公表>教育研究活動等の状況に関する情報>学生の修学、心身の健康、進路選択等に係る支援

<https://fiuhw.takagigakuen.ac.jp/about/information/>

⑩ 教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報

トップ>大学案内>情報の公表>教育研究活動等の状況に関する情報>学生が修得すべき知識及び能力に関する情報

<https://fiuhw.takagigakuen.ac.jp/about/information/>

3) 大学等における修学の支援に関する法律施行規則第7条第2項の規定に基づく情報

トップ>大学案内>情報の公表>修学支援に関する情報

<https://fiuhw.takagigakuen.ac.jp/about/information/>

4) 研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン及び研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（文部科学省）に基づく情報

トップ>大学案内>情報の公表>公正な研究活動の推進に関する情報

<https://fiuhw.takagigakuen.ac.jp/about/information/>

5) 私立学校法第63条の2の規定に基づく情報（寄附行為、監事監査報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、役員等名簿等）

トップ>大学案内>情報の公表>学校法人に関する情報

<https://fiuhw.takagigakuen.ac.jp/about/information/>

6) 大学の設置等に係る提出書類の作成の手引き（文部科学省）に基づく情報

① 設置認可申請書

トップ>大学案内>情報の公表>設置認可に関する情報

<https://fiuhw.takagigakuen.ac.jp/about/information/>

② 設置計画履行状況等報告書

トップ>大学案内>情報の公表>履行状況に関する情報

<https://fiuhw.takagigakuen.ac.jp/about/information/>

7) その他、法令上公表が求められているものではないが、積極的に発信することとしている情報

① 本学の概要、統計等本学を紹介する情報

② 本学の教育、研究及び社会貢献活動等に関する情報

③ 本学の学生等の学修、研究活動及び課外活動等に関する情報

④ 本学の学生等の学修及び進路の選択を支援するために有益とみなされる情報

⑤ 本学の委員会、推進室等の活動に関する情報

⑥ 本学が主催し、又は後援する事業に関する情報

⑦ 本学における諸活動に関する情報で、本学に入学を希望する者、在学生及びそれらの保護者並びに卒業生、その他社会一般に対して提供する必要があるもの

(参考) 福岡国際医療福祉大学WEBサイト

<https://fiuhw.takagigakuen.ac.jp/>

## **1.6. 教育内容等の改善を図るための組織的な取組**

### **(1) FD・SD推進委員会**

本学では、本学の教育目的を実現するための組織的な活動に必要な教学に関する企画の立案と実施を図り、教育活動の向上と発展に寄与することを目的として、学長の下に、FD・SD推進委員会を設置している。

FD・SD推進委員会の審議事項は、以下のとおりである。

- ① FD・SD活動の企画・立案に関すること。
- ② FD・SD活動の実施に関すること。
- ③ FD・SD活動の点検・評価に関すること。
- ④ FD・SD活動の情報収集と提供に関すること。
- ⑤ その他FD・SD活動の推進に関すること。

### **(2) 学生による授業評価の実施**

本学では、授業の質及び大学全体の教育の質の向上を図ることを目的として、年2回（前期・後期）において、学生の授業満足度に関するアンケート（「授業評価アンケート」）を実施し、学生の理解度、授業に対する評価、改善・要望事項等を収集している。アンケート結果は、各科目の担当責任者の教員をはじめ、学長、副学長、各科目を所管する学科長にも報告がなされ、教員の授業改善に活用されている。

### **(3) 教員相互の授業参観**

本学では、教員が授業改善のための新たな教授法等の知見を得ること、授業を公開した教員が参観教員からの意見を基に授業改善のための新たな気づきを得ることを目的に、教員の相互協力的なFD活動の一環として、教員相互の授業参観（「オープンクラス」）を実施している。全学で取り組むことにより、大学全体としての教育の質的向上を図る。

### **(4) 教員対象の研修会の実施**

本学では、教員の授業内容及び教育方法を改善し、向上させるための組織的な取組として、FD・SD推進委員会と他の部局等が協同して、全学的なFD研修会を年4回開催している。これまで、「UPI (University Personality Inventory) テストの結果及び学生状況報告」「アクティブラーニング」「IR (Institutional Research) の理解とデータ分析の事例」「大学教育における教育評価のあり方」等のテーマで研修会を開催している。

また、各学科・専攻科においてもFD研修会を定期的で開催しており、その成果は当該年度の「自己点検・評価報告書」で報告がなされる仕組みとなっている。

## **(5) 教職員対象の研修会の実施**

本学では、教職員として必要な知識・技能の習得及びその能力・資質の向上に組織的に取り組むことを目的に、FD・SD推進委員会と事務部門（総務課）との連携により、本学における教育研究活動の適切かつ効果的な運営実現に向けて、各種SD研修を実施している。主な研修内容は、教学支援研修、学生支援研修、ハラスメント防止研修、人権研修、IR推進研修等である。

本学主催の研修にとどまらず、学外の各種団体が主催する研修についても、SD活動の目的に沿う内容であれば、積極的な参加を促している。

## **1.7. 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制**

### **(1) 教育課程内の取組**

本学では卒業時に国家試験受験資格が得られることから、資格取得後の専門職に直結した教育体制が整備されており、就職率は高い水準を保つことが予想される。就職及び進学支援については、各学科教員から構成されるキャリア支援室と学務課が連携し、積極的な情報収集ときめ細やかな情報共有を図ることで全学的な就職支援体制を構築している。

### **(2) 教育課程外の取組**

各学科の実情にあわせて、就職活動を控えた学生および就職指導を担当する教員に対し就職活動に関する手引(キャリア支援ハンドブック)を配付したうえで、キャリア支援担当者が主体となり年数回の就職ガイダンスを実施している。

特に、就職活動キックオフやガイダンスにおいては、就職活動の心構え、求人情報の収集方法、就職内定までのスケジュールなどを説明すると共に、マナー講習会を開催するなど、社会人としての成長を見据えた就職活動の在り方を教授している。

【資料 39: キャリア支援ハンドブック】

### **(3) 適切な体制の整備**

キャリア支援担当者は就職情報コーナーを適切に管理し、学生がファイルされた求人票を常に閲覧できるように開示する。収集した求人情報は学内でデータベース化し、当該コーナーに設置された専用パソコンを活用し希望する勤務地等の条件で容易に検索できるようにする。また、常勤の担当者が随時、最新情報へ更新しデータを管理する。学生が学内設置のパソコン端末から情報検索をしながらゼミナール等で意見交換することも可能となるようにし、学外の卒業生からも一定のセキュリティのもとでアクセスを許可するなど、利便性に配慮している。更に、卒業時には自分の就職活

動における留意点や、試験、面接の内容等を報告書にまとめ、それを在学生在が閲覧できるように整備している。

学生の求人情報を得るために、毎年全国の医療機関および福祉施設等に求人票を発送し、情報収集に努めている。また、多くの学科において臨床（臨地）実習が行われていることもあり、教職員が近隣の病院や施設を訪問する機会を通じて、求人や採用に関する情報を収集している。

#### **(4) 各学科での取組**

医療福祉専門職の国家資格の取得にあわせた教育体制と連動した就職指導は、各学科の就職担当教員が主体となって行っているが、国家資格の受験取り組み時期と就職活動の開始時期が重複することも多く、学科長を中心に就職担当教員及び国家試験担当教員間での連携と調整を図っている。

就職担当教員は学科全体における就職活動に向けての取り組みの計画、実施、評価など一連の活動を運営管理すると同時に、キャリア支援室の委員として本学全般の動向を把握しながら、他学科における取り組み状況を参考にするなど、横の連携を図っている。特に、医療福祉専門職としての就職先は学科横断的な求人が得られることから、一医療機関から複数の職種の求人につながることも多く、就職担当教員は自らの学科の状況だけではなく、他学科を含めた求人動向を把握することも重要な役割となっている。

学生に対する具体的支援としては、就職指導教員の個別面談による学生の希望聴取、本人と就職先とのマッチングなど総合的な視野から丁寧な指導を行っている。また、就職活動の進捗に応じて、就職説明会の開催、履歴書の添削、就職模擬面接の実施などを行い、就職先の決定に向けての助言や方向付けなど個別対応を重視した就職指導を実施している。

【資料 40：福岡国際医療福祉大学推進室等規程】